

令和5年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 令和5年6月21日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里
議 事 班 主 事	山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市民課長	小 松 達 也	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監 査 委 員	谷 口 稀 稔	監査委員事務局長	江 口 祐 介

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中遅刻届1名、現在11名の出席でございます。

遅刻議員は、澤山議員、15分の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

山本賢誓君の質問を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） おはようございます。11番山本。6月定例会において一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

昨年11月の市長選挙から本年2月の住民投票、そして4月の市議会議員選挙と、切れ目なく住民、市民の方々の意見を聞く、あるいは投票行動をお願いする機会がありました。それぞれの選択肢について市民の皆様方の審判をいただいていた半年間であったと思います。

振り返るに、これほどまでに市民の方々が市長の姿勢、市議会の姿勢に熱い視線を送っていただいたことは、最近では室戸市政の中では初めてだろうと思います。これまで市政に物を申さなかった市民の方々が、表に立って意見を表明することができたことは、室戸市にとって大きな動きでもあり、大きな成果でもあったと思います。市民が市政参加するという本来の地方自治のあるべき姿が見えてきたような気がします。こうした流れを絶やさないようにすることを、市長はもとより市議会も大きな責任として受け取らなくてはならないと思います。市民目線の常識ある行動が問われます。市長としての自覚、市議会議員としての常識ある自覚が、市民の方々に対する最低限で最大限の奉仕であることを認識し、責任の重さを痛感するところがあります。

そんな中で、私は市民の室戸市政における市長の政治姿勢に対する大きな不信感、絶望感が市民の方々の中に蔓延をしているということを肌をもって感じております。この難題を解決するには、もう一度市民の方々の力が必要になるということにほかなりません。

質問事項に入ります。

まず1番です。県管理河川の堆積土砂の撤去についてであります。

室戸市内にはたくさんの方々の県管理河川があります。至るところの河川において土砂が堆積し、大雨による増水時には周辺農地や施設園芸、民家が危険にさらされる状況下にあります。市内

中心地を流れる室津川においても、先日の大雨時、古戸商店街の民家近くまで水位が上がってきたとの情報もあります。また、国道では、高波による越波が度々起きる場所の堤防外の土石の撤去も必要だと感じます。

県に対して、個別で相談に行くということは簡単なことですが、個別の陳情は実効性にも乏しい、成果も得られにくいことから、市長、市議会が一緒になって関係機関に相談、陳情に行くというようなことを、機会を設けるべきだと思います。質問事項として、このことについて早期の対応を市長に求めたいと思いますが、答弁を願います。

②庁舎問題に関する諸意見であります。

この問題については多くの意見をいただきました。住民投票前、選挙運動挨拶回り時点において、私も延べ3,500軒くらいは挨拶回りに伺ったと思いますが、その中で多くの方に庁舎問題についての判断を聞かれたと記憶をしております。ほとんどの方が反対で、賛成といった方はほんの数人でありました。

そういった中で住民投票が行われて、結果は皆さん周知のとおりであります。開票会場に現れた市長に対して、反対が多くなりそうだ、それでもやるかということも私も言いましたけれども、市長は「やらいで、やらいで」の一言、この人の頭の中に考えることはあるのかなと、そのとき率直に思いました。

住民投票の結果を知った賛成の方々は、押しなべて賛成意見を封じて、だんまり戦術であります。言えないんです、賛成なんて。候補者の方々はほとんどの方の反対意見を聞いて、市民の総意を確認したと思います。賛成と答えた候補者は、二度と来るなど叱責を受けたということも聞いております。私も、住民投票前に伺った家では、「あんたは賛成かね、反対かね」と聞かれたときに、反対ですと言うと、どえらい剣幕で「そんなこと言ったら選挙に落ちるぞ」と言われたことがあります。私は当選しました。

選挙期間において、反対派の方々は、どうして反対なのかということをお細かく説明をして選挙戦に臨み、演説においてもしっかりと説明をしたことが多くの市民の賛同を得たと思います。しかし、賛成する方々の中では、その理由を述べることもなく、ただただ金があったらやったらいい、有利な補助金があるから、こればかりで将来にどれだけ財政負担が発生するのか、そして庁舎の問題をどうするのか、室戸中学校移転が同時期にスタートすれば、総額100億円にも上る事業が同時並行でやれるのか、借金は200億円まで増えます。実質、市負担額が40億円は超えるでしょう。そういったことは反対の候補者は全員知っておったはずであります。

賛成の方々は、中学校移転、庁舎移転が同時にやれる体力が室戸市にあるというようなことも、賛成理由の中に入れて選挙戦を戦ったのかということでもあります。私はそういったことを考慮せず、市長擁護の姿勢だけであったのではないかという思いがあります。

先日の議員総会で話合いをしたときでも、賛成の方々はしっかりと市民を納得させるような

議論は持ち合わせてはいませんでした。

耐震工事をしても寿命は延びないではなくて、寿命を延ばすために耐震工事をするということをおもわなくてはならないと思います。また、ちまたのフェイスブックでも、かなり間違った情報を市民に流すというような行為も見られます。

一番予算のかからない方法でとか、しっかりと議論をし、最善の策をととか、抽象的な発言、発信は市民に誤解を与えます。新築移転をしたほうがはるかに費用がかかり、借金が200億円を超え、室戸市実質負担額が40億円超える。そして、後世に大きな負担を残すということも、知識の中に持っていなければならなかったと思います。

耐震補強費用は、知恵を絞れば補強工事と1階、地下移転機能を含めて、現在ある積立金で賄える可能性が高いということがあります。こういうことを説明したいですが、市長はそういった機会さえつくろうとしないのであります。しっかりと議論をといっても、議論をしようとするのは市長のほうですから、市長には議論の場を求めたいと思います。

もう一つ言うなら、移転工事は8年、10年かかる可能性があります。用地の関係で計画が没になる可能性もあります。その間に南海トラフ地震が来ないという保証でもあるのでしょうか。要するに、賛成反対の議論はもう要らないのであります。賛成派の方々は、移転に賛成が最善の策、反対派の方々は補強工事が最善の策ということであります。

民意で選ばれた市議会で、二者択一の選択をします。そこでしっかりと民意が成果を得るということを考えていければいいのではないかと思います。

特別議決ということになります。賛成か反対かの選択ですから、中立とかよく分かりませんとかという判断はあり得ないということであります。

住民投票終了時点では、議会と民意がねじれた結果となり、高知新聞の言葉を借りれば、民意が宙にさまようかと私も思いましたが、選挙という論戦の結果、民意の着地点ははっきりとしております。待ったなしの南海トラフ地震対策が、市長の意味のない、わがままだけで置き去りにされるのか、議論はもうこれ以上不必要であります。一刻も早く耐震補強して地震・津波対策に取り組むことが市民の命を救うということであります。

市民の命を守ると市長はいつも言うておりますけれども、借金が200億円になっても、後世に大きな負担が残っても、移転に10年かかっても、その間、津波が来ないと信じていることが恐ろしくなります。早急に市民の命を守る手だてを講じるべきであると思います。

この4年間の市長の政治姿勢は、まず自分の思いをパフォーマンスすることが多く、成果もあまり上がっておりません。そういうことに対して、市民は嘆き、執行部も嘆き、過半数の議員も嘆いております。こんな状態をつくった市長に何の存在価値があるのかと思います。

先ほどの質問です。さきに答弁のあった市長に、庁舎問題についてアイデアを聞いたりとの議会との話し合いはやるのかどうかをお聞きいたします。

次に3番、民意についてであります。

「置き去りの民意」、これは高知新聞のコラムのタイトルでございますけれども、さきの高知新聞の論評を読まさせていただきます。

室戸支局の板垣さんの論評であります。予想外の展開だった。先月16日の室戸市臨時議会、植田壯一郎市長と改選を経た新議員との初顔合わせは不穏な雰囲気があった。海沿いの市で懸案となっている市庁舎の移転問題、移転か耐震補強かが争点となった4月の市議選では、補強案を支持する候補が次々と上位当選を果たした。補強を望む声が7割近くを占めた2月の住民投票を経て、移転派が多数だった議会の構成は大きく変わった。住民投票を求める署名が多く集まったことも合わせると、移転ノ一の民意は強く示されたと言える。市民の意思を尊重すると繰り返してきた植田市長は、結果を酌んだ決断をするだろうと思われた。ところが、市長は移転、補強、それぞれのコストを明確にする調査費を今後提案する考えを表明をした。臨時会では、移転反対を求める決議が可決されたが、取材に応じた市長は、受け止めるとする一方、移転の考えが変わらないことを強調した。かたくなにも見える姿勢、市長が語るのは自分の思いだけ。いいかげん多数の市民の思いに沿って考えてほしい。これまで移転支持だった市幹部すらこんな嘆きを隠さない。時間をかけて市民と対話すべきだとの主張も一部から聞こえるが、1月から2月に市内41か所で説明会が開かれ、対話の期間は十分あったはず。そもそもこれだけ移転反対の声が重なる中、新たな判断材料を得る意味は見いだせない。待ったなしの南海トラフ地震対策、その要となる行政拠点の備えは、議論だけがいつまでも続く、置き去りにされた民意の行方も気になるとありました。

これは、市長の姿勢についての疑問、そして民意を尊重すべき結果を市民に再確認させるという意味もあります。忘れてはいけませんとの思いも詰まったバランスのいい論評であると思います。ありがとうございました。

住民投票に足かせをはめた公明党前議員と、2人の議員たちと、それを支持する方々の中に、どうやら民意なんて言葉を理解しようという考えは、私にはないようだ判断をします。市長のかたくなな姿勢は、賛成の方々にも共通しています。何としても市長についていこうとする姿勢は、お見事としか言いようがありません。

議会の勢力を見れば、100%新築移転は不可能な状況にあるにもかかわらず、どうしてそこまでやるのかということでもあります。考えられることは何点かあるかと思います。

50%以下の投票率であったから、尊重する必要はないと判断しているのではないかと思うことが1点、公明党の党是としている、「小さな声を、聴く」に反して、50%枠縛りの修正案、党是に反して、小さな声を聴かない、大きな声も聴かない、そういったことが読み取れるわけですが、党是を無視した前公明党議員の市長の意向に沿った修正案提出行為、これが今でも尾を引いていると思います。こんな姿勢が続くなら、公明党さんに対しても考え方も変えなければならぬかとも思います。

また、県議会議員弘田の積極的な新築移転支持、議会半数6人の賛成、これらが植田市長以

下の強硬な姿勢の支えとなっていて、何とか民意を無視して、時間をかけて反対派の切り崩しをもくろんでいるのではないかということが1点。

そうでなければ、今の議員数の賛成、反対の勢力を見れば、新築移転に伴う事務作業しても、徒労に終わることは火を見るよりも明らかなことであります。作業をやめないということですから、何かあるのではないかと疑いも深くなります。

弘田県議の新築移転への強固な意志によって、私も自民党を離れるという選択を余儀なくされたわけですが、県議、自民党、市長、それと半数の市議がタッグを組めば、それなりの成果が出るかも分かりません。そういう思いが私の頭をよぎります。

私たちは、民意を大事にするという心の支えが市民の期待に応える唯一の方法であると思っております。私たちも結束をさらに強めて、強固なものにしなければならないと思います。新聞紙上に置き去りにされた民意の行方も気になるとありましたが、決してそのようなことはありません。私たちは民意に沿った取組をしますから、置き去りにするなんてことは絶対にありません。安心していただきたいと思えます。

市長のほうに9月議会まで待たずとも、議員総会、臨時議会を招集して庁舎問題の方針を議論すれば、すぐに決着のつく話だと思いますが、それもやらない、どうしてそこまで逃げ回ることか私には理解ができません。

結局、民意をおざなりにする勢力と、民意を置き去りにしない勢力との闘いということになります。議会で決する日が来ます。その日、そのとき、その時間に市民の方々は挙げて傍聴席へどうぞ御参集ください。賛成、反対諸君がよく観察できると思います。

質問事項であります。市長の中の民意とは何か、もう一度お願いします。

2つ目、民意を尊重するしないの判断基準は何かをお聞きします。

次4番目、室戸市の将来における適正職員数についてであります。

人口減少が止まりませんが、10年、20年後の市職員数については、計画的な適正配置計画に取り組んでいかないと、人口に見合わない多くの職員を抱えることにもなります。急速な人口減少問題は、適切で適正規模の庁舎の床面積にも大きく関わることでありますから、正確ではなくても、国による国立社会保障・人口問題研究所で、そういった予測資料もあると思えますので、御答弁をお願いします。

質問事項として、10年後の室戸市の人口予測値、20年後の室戸市の人口の予測値、それから10年後の室戸市の適正と思われる職員数、20年後の室戸市の適正と思われる職員数、これについて答弁をお願いしたいと思います。

次5番目、市議会議員選挙における市長の対応についてであります。

この春4月、室戸市議会議員選挙が行われました。それぞれの候補者の皆さんは、大変な御苦勞があったと想像できます。そうした選挙戦の中で、どうしても看過できないような現象が、またしても前回4年前と同じように起きていました。それは、市長が市議候補の選挙カー

に乗ってマイクを持ち「市長の植田です。〇〇候補をよろしく申し上げます」とやっております。また、出陣式、マイク納めにも顔を出して演説をぶっております。市長の応援のおかげで、応援を受けた候補者さんたちは、皆さんいい成績で当選されたようですが、果たしてその市長のそういった行為が、住民感情からして、あるいは行政と議会の関係から許される行為なのかということでもあります。

法的に罰則があるなしではなくて、議員は、議会は行政のチェック機関であります。市長の間違いや行政の間違いや暴走があったりするのを止めるのは、議会の務めであることは論をまちません。4年前にも同じことがあって注意をしましたが、全く意に介さない姿勢には、あきれたの一言であります。

原因は、応援依頼者が議会という場所が何をするとところかということ、あまり深く理解をしていないということでもあり、地方自治における大前提である議会は行政のチェック機関ということ、あまり理解をしていないのではないかと、私はそう思います。

市長も、そういった行政と議会の仕組みを理解するのであれば、一步下がってという姿勢が欲しかったというところでもあります。

そういったことが続けば、議会の中で審議のできない、らしからぬ行為となってくるわけがあります。行政がゆがむ行為を自ら行うということになってはならないということでもあります。

質問事項です。市長はこのような行為を何とも思わないのか。

2つ目、何人の候補者を応援したのか、よろしければ氏名もお願いしたいと思います。

6番、最後になります。市長の市政運営に対する姿勢について、市長発言の検証ということにもなりますけれども、植田市長も2期目となって、1期目の選挙の公約から2期目の公約、そして多くの発言がマスコミを通じたり、議会答弁であったり、市民の前にさらされております。そういった中で何点か私自身が理解しがたいところがありますので、お聞きをしたいと思います。

1番、まず1期目を振り返っての発言で、「敵と味方とスクラムを組んで1期目の市政をやってきた」と、敵と味方とスクラムを組んでというこの発言、この発言は私は特異な発言だと思えますけれども、敵とはどの部分を指すのか、1点目、敵とはどの部分を指すのか。

2点目、スクラムを組んできたという意味、敵と味方がスクラムを組んでという意味が私にはよく分かりませんので、答弁のほうをよろしく申し上げます。

それから2として、これも全て市長発言であります。「行政と市民の溝が大きくなっていると感じた。残念であるという」という発言であります。私は残念であることは間違いないんですけども、行政との溝をつくったという、その原因を何と考えるのか、市長に答弁を求めます。



### 3、庁舎問題について。

庁舎問題については、市長は一人一人の意見を大事にし、市民に決めてもらう。決めるのは議会と何度も言うておりますけれども、私たちが議会を構成しております。市民に選ばれた私たちが市民そのものだということです。このことについて、市長これ分かります。分かります。

要するに一人一人の意見を大事にし、市民に決めてもらう、決めるのは議会といったことが具体的にどういうふうにするのかということについて答弁願いたいと思います。

それから2番目として、前段の議員の答弁で、耐震補強工事のほうが費用がかかると言いましたけれども、その根拠をお願いしたいと思います。

それから3番目、補強後すぐに建て替えをしなくてはならないとも言っていたと思いますけれども、どういうことなのかお聞きをしたいと思います。

そして、4番目であります。2025年大阪万博までに観光基盤となるハード・ソフト両面の改修やブラッシュアップの実行という発言というか、公約でありますけれども、これがどのぐらいの規模でどこに重きを置いて取り組むのか、具体的に実施時期、個別に実施時期等を答弁願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員にお答えをいたします。

まず、(1)の県管理河川堆積土砂の撤去についてであります。

高知県管理である二級河川については、市内に室津川をはじめ21河川があり、その維持管理につきましては、安芸土木事務所及び室戸事務所で行っていただいているところであります。二級河川内の堆積土砂などにより通水に支障を来す箇所や越流のおそれがある箇所などにつきましては、管理者である県において土砂撤去などを行っており、令和3年度は室津川、元川など5河川で、令和4年度は室津川、赤木谷川など5河川で実施をし、令和5年度におきましては、室津川、佐喜浜川など3河川で土砂撤去を予定しているとお聞きをしております。

市としましても、堆積土砂の撤去は必要であると認識しておりますので、本年6月8日の高知県議会産業振興土木委員会の管内視察のときにも、安芸総合庁舎において二級河川における堆積土砂や繁茂している草木の撤去など、河川の維持管理について要望を行ったところであります。

私といたしましても、市議会の皆様と行動を共にすることは大変重要であると認識しておりますので、議長をはじめ議員の皆様方の御協力も得ながら、引き続き高知県への要望を行ってまいります。

次に、(2)庁舎問題に関する諸意見についてであります。

まず、議員御質問にありますさきの答弁とは、昨年9月議会におきまして、地震津波対策に

については、市民や専門家等からアイデア募集を、今からでも行うべきではないかとの御質問に対し、私がアイデアをいただく機会を設けることや、そうした機会にいただいた御意見などを反映させていけるよう取り組んでまいりますと答弁をさせていただいた件かと思えます。

このことにつきましては、現庁舎を引き続き使用する場合と移転建て替えをした場合の工事金額について、物価高騰等も踏まえた、より精査された金額により比較検討するために、現在、耐震補強、改修工事の内容を庁内で検討しているところでありますので、今後、市ホームページ等により広く意見公募を実施して、可能な限り工事内容に反映させたいと考えているところであります。

また、さきの5月臨時議会において決議されました早急な市庁舎の免震機能を有する耐震補強工事と、1階、地下機能の早期移転を求める決議案につきましては、決議案提出議員からもお考えをお聞きするなど、決議内容も含めて検討しております。

この結果も併せて議員の皆様にご説明、御意見をいただくなど、話し合いの機会を設けたいと考えているところであります。

私としましては、これまでも市政に関して、個別で議員の方々とも協議を行ってきたところでありまして、この庁舎整備関係のことはもちろん、その他の行政運営などにつきましても、積極的に意見交換を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、(3)の民意についてであります。

まず、民意とは、一定の地域、集団内で広く共有されている意見や考え方、価値観などの総体を示す言葉だと理解しております。一般的には、選挙や世論調査などで評価され、政策決定などの参考とされます。ただし、民意は、常に一方的ではなく、多様な意見が存在することも考慮する必要があることから、政策立案の際には、民意だけに頼らず、専門家の意見なども参考にする必要があるとされているところであります。

また、置き去りの民意とは、政治や社会の変化について、一部の人々やグループが取り残されたり無視されたりしている状態を表す言葉だと思います。つまり、多数派による、その意思の強要から、少数派や弱者の声や意見が聞き入れられない状況のことを示す言葉でもあります。また、自分たちの意見や要望が反映されず、無視されることに対して、人々が怒りや不満を持つことも含まれる場合もあるとの解説もございます。

次に、民意を尊重するしないの判断基準についてであります。私は市民の命を守る最善対策を第一義に庁舎問題を捉えています。間違いのない判断をしなければとの基本姿勢で取り組んできましたし、その姿勢は変わることはありませんが、住民投票、市議会議員選挙、決議など耐震化へのその意見は高くなっていると受け止めております。

そうした状況も踏まえまして、様々な情報を集め、お互いが理解を深め、納得のいくように議論を重ねて慎重に判断をしなければならないと考えております。

しかし、急がなければならない対策であるので、スピードを上げて、できる限り早期に結論

を出せるように取り組んでまいります。

市の庁舎の在り方は、市政における最も重要な問題だと思っておりますが、結論を急ぎ、後世に大きな禍根を残すことのないように、十二分の議論を深め、新たに御指摘を受ける問題点に対しても、お互いが理解をし合えるように、十分な話し合いを持つことは必要不可欠なことであると考えております。

次に、(5)市議会議員選挙における市長の対応についてであります。

初めに申し上げますが、山本議員も御案内のとおりでありますけれども、全国市町村の首長さんがこうした地方の議会選挙にどう携わっているのかといったのは、様々なスタンスがございます。もう御案内のとおりでありますけれども、詳細にはありませんけれども、それぞれの政治家のスタイルとして応援をされる方もおりますし、応援をしない市長さんもおります。そんな中で、その政治家としての言動ではないかというふうに思っております。

御質問のありました市議会議員選挙では、3名の候補者の応援演説をさせていただきましたが、応援する行為自体は何ら問題ないものと認識をしております。

前段の議員にも答弁しましたように、当然のことではあります、それぞれの議員の御意見及び御提言等に耳を傾け、どなたの意見であっても、是々非々の立場で判断するよう心がけておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

最後に、市長の市政運営に対する姿勢ということで何点か御質問をいただきました。

1つは、1期目の取組の中の市長の意見として、敵と味方とスクラムを組んでやってきたといった発言があるが、この敵とはどういうことか、スクラムをというのとはどういうことかという御指摘でございます。

このときの答弁を今手持ちにしておりませんので、どういった流れで表現したか定かではありませんので、一般的には敵ということ、私がそのときに答弁をしておるとしましたら。すいません、そうした記憶は定かでないものの、御質問でしたので、敵というのは、今の段階の私の判断ですけど、私と違った方々の意見を上げたかもしれません。これちょっと定かではありません。すいません、申し訳ない。スクラムを組むというのは、連携をしてということでございます。

2点目の行政と市民との溝が大きくなり、残念といった表現の指摘をされました。溝をつくったのはなぜかといったことでありますけれども、こうしたことの捉え方としましては、意見の食い違い、十分な説明が足りずに御理解がいただけないようなことを反省した言葉ではないかと思っております。

次に、庁舎問題につきまして何点か御質問がありましたが、市民に決めてもらうということはどういうことかということで、市民の代表が議員なんだという御指摘でございまして、それは御指摘のとおりです。代表する議会の皆様方が最終的には決定をされるということになります。

それと、前段の議員の答弁で、耐震補強に費用が余計にかかると言ってるじゃないかと、これ耐震補強して、その何年か後に新たな庁舎を建てるということを合算したときのものとして、費用が高くかかるんじゃないかというふうに考えますという答弁をしましたので、御理解いただきたいと思います。

既に建て替えしなければならないとは、これちょっとすいません、分かりませんでしたので、また2回目で御指摘いただけたらと思います。

2025年大阪万博までに観光のハード・ソフトをブラッシュアップや整備すると言われておるが、どこに重きを置いて取り組まれる考えかという御質問でございました。

このことにつきましては、何度か議会でも答弁させていただいておりますけれども、1つには、室戸岬周辺の観光施設、これはシレストもそうでありますけれども、ウトコもまだ休業したままです。ジオパークのホテルも休業したまま、あるいは飛巖荘もああした状態で放置されたままでございますので、そうしたことを民間の力も借りながら、早期に回復させて利用しながら、観光客が来たときに魅力のある室戸につなげていきたいといったことがハード面でありましてけれども、一方には、お客を迎えるおもてなしの心といったことも、行政がもっと力を入れて協議をしながら育てていくといったことも大事ではないかなといったことを込めての答弁でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

私からは以上であります。総務課長に補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 山本議員に、1、市政全般についての(4)室戸市の将来における適正職員数について答弁いたします。

まず、令和5年6月1日時点の職員数ですが、正職員の数257人となっております。

会計年度任用職員は、ちょっと雇用形態様々ありますけど、比較的常時おるという意味で、週30時間以上勤務する会計年度任用職員の数156人、413人となっております。

次に、本市の将来的な人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を上げさせていただきたいと思いますが、その数値でございます。2020年の国勢調査の数を基準とする5年ごとの推計値となっているため、10年後、20年後の数値ではなく、近いところの12年後とか22年後の数値でお話しさせていただきたいと思いますので、御了承をお願いします。

まず、12年後の2035年、令和17年には6,918人と推測されております。2020年の国勢調査時の1万1,742人と比べて4,824人の減、減少率は約41.1%です。この率で職員数を計算した場合は153人、正職員です。ごめんなさい、正職員の数153人となります。

次に、22年後の2045年、令和27年には4,579人と推測されておまして、2020年の国勢調査時と比べ7,163人の減、減少率は約61%で、この率で職員数を計算しますと、正職員数が101人

となりますが、人口の減少数と職員の減少数を比例さすというのは、ちょっと現実とは離れた数字になるかなと思います。

それから、急激な人口減少が予想される中、職員数についても、やはり減少させていく必要は承知しております。仮にこの先、正職員について定年退職者に対して、職員を補充しないとしたとしても、12年後には35人減の222人、22年後には96人減の161人となりまして、人口の減少率で計算したときの減少数には至りません。

また、消防職員や保育士につきましては、人口が減少しても一定数必要であるほか、職員の新陳代謝とか、年齢構成の平準化の必要性からも、当面の間は退職者の半数程度は採用していかなければならないと考えているところでございます。

現時点で明確な職員数の推計は困難でございますけれども、人口減少や社会情勢の変化に伴い、行政が対応すべき課題の複雑化や多様化がする中、自治体DXや業務のアウトソーシングの推進など、業務の効率化を図っていき、適正な職員数とするよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の2回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 2回目の質問を行います。

まず最初に、河川管理の件についての陳情、要望の件ですけれども、市長もう安芸のほうで要望もしたということでもありますけれども、その現場を、それは現場も市長も一緒に見に行っただんな状況になっているかということを見ても、それから関係機関にも現場へ一緒に行っただんな現場で検討してもらおうと、そういうことをしないと、要望だけでは前へ進まんとということももう今までずっとそういう状況は把握して、分かってきちゆうことですから、その場所場所を決めて、何日か決めて、今日はこの場所へどの関係機関に来てもらうかというふうな取組をしてもらいたいと思いますけれども、その件に関してもう一度お願いしたいと思いません。

それから、庁舎問題についてのアイデアを聞いたりとのこちらの質問ですけれども、それには市長もアイデアを聞いたり、議員と協議したりしたいというふう何回も言ってますよ。そして、アイデアを聞いたら、例えば防災機能の移転ということをどうせ今度金額の算入の中へ入れゆうかも分からんですけれども、防災機能の移転は10億円かかるという見積りしちよりましたわね。そういったものをのける可能性もあるわけで、まず新築移転にどれぐらいかかるという、それから耐震補強すればということではあればあかかるかという金額をはじき出す前に、アイデアを聞いて、こういうことすれば一番費用のかからない取組ができるんじゃないか、津波対策にも対応できるんじゃないかというて、それを聞いてから予算を決めていくというか、設計をしていく格好にするのが常識でしょう、市長。それをしないから、無駄な作業が増えるわけですよ、執行部の中に。だから、機会を設けたいとさっき答弁しましたよね、してくれましたよね。そういったことをいつするか、もう一度具体的に9月議会を待たずともで

すよ、具体的にもう一度答弁願いたいと思います。

それから、民意の件で答弁もありましたけども、いろいろあちこちの状況とか、一方的なとかというようなことを言っていましたけれども、これは市長、市会議員の選挙で選ばれたって、上位当選したっていうのは、これは関係ないですよ、はっきり言うたら。その前に住民投票という選挙があって、この結果が行政に対して強要するやということじゃないでしょうが。そういうふうな強要するやというような言い方をするからおかしなことになってくるがじゃないですか。要するに、最善ということは、話し合いの中から生まれるということですよ。十二分に議論を進めていく、ここでも市長答弁してましたけども、その十二分に議論を進める機会を断ちちゃうのは市長のほうですから。そうでしょう。それをどうしてしないかと、民意というものは、住民投票という立派な政治的な決着がついちゅうわけですから、それをどうするかということをもう一度考えて、もう一度答弁願いたいと思います。

それから、室戸市の将来における人口の、総務課長のほうからいただきましたけれども、市長ね、この今、新築移転をするといったら、現在は413名という、アバウトと言ったらおかしいけど、まあこれ410名を超える職員がおるわけよね、市長。それで、1年、2年後に設計に入ったとしてもですよ、400人を超える職員数が入る建物が要るわけですよ。それへ介護保険課、あそこも浸水区域ですから、そこな分を加えたら、住民投票のときの説明資料も同じ、今この建物よりも1.3倍の床面積が必要だということも分かっちゃうやないですか。そのことをちょっと頭に置きちよってくださいよ。

それから、答弁にあったように、20年後、22年後になりますけれども、そのときの職員数は101人、総務課長の答弁で。それは退職者を補充したりとかというような、やっていったら、160人ぐらいは残るといことになりますよね。このときは今いる正職員257人から半分近い101人いうたら、半分以下ですよ。そういった職員で賄っていくということをやらなくちゃならんような行政運営が出てくるわけよ。例えば今、田野町が人口2,500人、調べちゅうがですから間違いないわ、そんな首かしげえでも。それで、職員数が100名ですよ。それから、奈半利町、人口2,900人、職員数が117名、これは任用職員も含めて。要するに、20年後、22年後には室戸市もそういうふうな状況になってくるということで、今新しい、今の建物より大きな建物を建てて、22年なんてすぐ来るじゃないですか。それが究極の無駄遣いになるということがどうして分らん。職員も建物の場合は、会議室とかなんとかいろんな多用途の目的の部屋も要りますから、ある一定の面積が要るんですけども、職員数が40%以下に減るわけですよ、今から、22年後には。その間に南海トラフ大地震が来たら、1,000人、2,000人死亡する確率も高いじゃないですか。そういったときに耐震補強で寿命を延ばして、それから防災機能は高いところへ上げて、別に10億円もかけて移転せえでもええがですよ。それで、20年、22年もたせて、30年もつでしょうが、耐震補強したら。そういうときに、もう22年後には室戸市はなくなってるかも分らん。そのときに適正な規模の建物を検討するほうがはるかに室戸市にと

ってはいいいことじゃないです。

今70億円も80億円もかけて建物を造って、20年も借金払うて、20年間起債の償還をして、20年以上かかると思います。それに200億円の借金を抱えて、どちらが室戸市のためになるかということ、それぐらいのこと、子供でも分かるじゃないですか、市長。この職員数に対して22年後にはどれぐらいの職員数が残るか、今総務課長から聞いたことを僕質問したわけですが、これに関しては答弁は要りません。要らんですよ。ただ、こういう状況になるということ、市長に知っちゃってほしい。分かります、言うことが。分からん。それは困ったな。答弁要りません。要りませんと言ゆやん。

それから、市議会議員の応援ということですけども、ほかの市町村のこと云々よりも、要するに応援をして、自分の味方になると、固めるということが議会をゆがめることになりはしないのかということ、私は言ゆうわけですよ。法的に駄目です、オーケーですということではないですけども、実質そうになっていくやないですか。

市長が是々非々のって言葉を答弁で言ってくれましたけど、市長が是々非々と言うのはおかしい。似合わんということでもあります。これも答弁要りません。

それと、6番目の市政運営についての質問の中で、敵と味方とスクラムを組んで、こういった重要な発言をしちよって、記憶にございませんとするのもおかしいないです、記憶にないというのは。高知新聞の当選した後のインタビュー記事ですよ。それで、これは敵と味方って分けるというが、要するに市長に賛成してくれる方と反対をする方を分けて、これはもう明確に分けちゃうわけですけども、市長発言として、市長の発言として新聞記事に載る部分で、敵や味方やという言葉を使うたらいかんでしょうが、市長ね。そういった言葉を使うということがどれだけ後の市政運営へ影響を与えゆかということ、市長あんた自分の判断で分らないかん。そういったことが敵味方を余計助長しゆうがないですか。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛に。

○11番(山本賢誓君) (続) 私らは、私は是々非々ですよ、間違いなく。それをスローガンに今まで選挙を戦ってきましたから。それをこういうふうな発言は、これまでちょっと間違っても謝る人やないから、言ってもいかんですけども、敵対行為を助長するような発言は控えてください。

それから、2番目に聞いた行政と市民の溝が大きくなっているという感じたこと、これも要するに、市長がそういうこと感じるということは、実際に体で感じるわけですよ、市民の意見からも含めて。これは市長がある意味、不誠実な姿勢が私は原因だと思いますよ。それを市長は、この前も全く新しい植田市長の姿に変わるって新聞へも載ってましたわね。全く新しい姿に変わる。もう自分の言うたことは覚えちよってくださいよ。全く新しい植田市政を見せるって新聞へも載ってましたから。自分の言うたことを忘れるんやったら、質問する意味がない。

要するに昨年の11月の選挙を経てどれぐらい変わったかということ、これはどれぐらい変わったかということ、これは答弁してください。

それから、耐震補強工事のほうが費用がかかるという質問しましたがけれども、先ほどの答弁で市長は、合算してということをお答えしましたわね。ねえ、市長。合算するということは、その金額を出すのですよ。20年後にどれぐらいの建物を建てるかという数字が出てなかったら合算できませんでしょうが。私がどうしてこういうことを聞くかということは、その前に総務課長に職員数、人口どれくらい減るか、22年後にどれぐらいの建物の規模が適正かということをお答えして市長に言いたいから総務課長に聞いたのですよ。そういう職員数が150人くらいしか、101人から150人の間で職員数になるということが分かっちゃったら、今のこの庁舎の1.3倍にもなるような床面積の建物を建ててどうするんですか、それを。どっちが金が要るかということは、比べる必要ないやないですか。

まあ個人のほうへは、議論は無理やっということがありましたけれども、議論は私ども庁舎に関しては、議論は要らんとお思いますけれども、そういったもろもろの金額を出すときにはどういった状況でどういった建物を建てるか、どれくらいあの規模にするかということは、アイデアを募集して、議会と議員と話し合いをせんと、数字出せられんでしょうが、何回もくどいように言うけれど、ねえ市長。その話し合いをいつするかどうかというのを具体的に答えてもらいたいと思います。

ひとまず、これ2回目です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず1点目は、河川管理のその要望についてに関係をして、現場に来て市長も見て、現地にも関係職員も連れてきて取り組まないと、なかなか実施に至らないことが多いんじゃないかという御指摘でございます。

時々現場にも出て行って調査もして、その現場の状況をお伝えすることも再々やっておりますので、今後そうした現場があれば、また声かけていただけたら、時間調整して行けるときには行かせてもらいます。そういう姿勢でございますので、御理解いただきたいと思っております。

2点目の庁舎問題、アイデア、何回も言っているのにという御指摘を受けたのですが、失礼しました。議会との協議するというのは、議会と時間調整したら即にもやりたいです。ぜひ調整をさせてください。議会の合間みても、できるだけ私は議論したいタイプですので、ぜひお願いいたします。

そうした意見も基にして、これからの取組を考えていきますので。

それと3点目に、民意ということについて……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） 答弁はいいということですが、尋ねられましたけど、そうい



うことですので。

それと、庁舎の問題についていろいろ議員、答弁はいいということでしたけど、今の山本議員の質問の中でも、200億円とか、あるいはその1.3倍の庁舎を建てるとかというようなことで、そんなことは考えておりませんので、これはきちっと誤解を得ないように、私も誤解を得ないように答弁せないきませんけれども、やっぱり議員の御意見というのは、発言というのは非常に大きいものがありますので、おっそんなになるんかというて、また市民に不安をおおるような原因にもなってもいかにないかなということでございますので、ぜひそのことについてはちょっと答弁をさせていただきたいわけでありましてけれども、職員数だけで山本議員が御質問されるのは、物事は確かにそういうことにつながる可能性がありますけど、今のこの時点に来て、たくさんの市民の中から、地震が来て津波が来ると、羽根でおる職員や佐喜浜の職員、吉良川、庁舎へ集まれますかといった問題もあります。それと、日常の台風や集中豪雨で、夜間なんかそんな災害が来た場合に、庁舎へ集まるよりも、それぞれの地区地区で対応のできるような体制というのも検討していかなければならないんじゃないかという御提案なんかもいただいております。そういうことも併せて、新しい庁舎を建てるときには、そんな物事も考えながら検討していく一つにしなければならんという思いでございますので、御了解賜りたいと思います。

あと問われておりますことは、どれくらい変わったかということ、これすいません、そういう問い方でしたので、4年間の市政がどう変わったのか、私が変わったのか、どちらが変わったということ。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 思いとしましては、やっぱり自分も1期目の4年間をやらせてもらって、様々な新たな問題だとか、自分の反省だとかありますので、そうしたことを交えながらこれからの4年間、実績の上がるような市長として頑張っていきたいという思いを表現したのかというふうに、推測ですが、そんな思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長(町田又一君) 山本賢誓君の3回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○11番(山本賢誓君) 3回目の質問を行います。

いろいろと言いたいこともありますけども、まず1つだけ言うちよきたいのは、今市長の答弁にあった、今の庁舎1.3倍、これは市長、住民説明会の説明資料で数字あるがですよ。それを私が言うたら、何で市民に誤解を与えるような、そんな発言をやめてくれという、不安を与える、おかしいやろう、それは。私、住民説明会の資料を基に言うたわけやから。ほんで、市長のほうは完全に誤解というか、間違うちゅうがです、あなたのほうが。自分が出した資料の隅々ぐらいまでは覚えちゃってくださいや。5,600か何ぼの今の床面積を6,300、これは6,300にするんやったら、介護保険課があそこも浸水区域やから、そこも一緒に含めた面積になるかなという私は判断しちゃうがですけど、実際そうやろう。介護保険課の分、入れるがや

ろう。そうしたら、今より大きいなることは分かり切っちゃうやないですか、今のまま、そのまま設計したら。

ほんで、要するにどちらが無駄で、どちらが経費がかからずに、将来を見据えた適正規模の庁舎をいつ建てるか、今建てたらどんなになるか、今起債180億円借金あるやないですか。200億円になるでしょうが。中学校もありますよ。庁舎だけのことを言うわけやなく、中学校もあるし、いろんな起債打たないかん事業がいっぱいあるやないですか。そこへ貯金がちょっと増えた増えたというて喜ぶような状況やないですよ、市長。そういうことで、答弁要りません、もう。

○議長（町田又一君） これをもって山本賢誓君の質問を終結いたします。

健康管理のため11時25分まで休憩をいたします。

午前11時9分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中多津美君の質問を許可いたします。竹中多津美君。

○6番（竹中多津美君） 一般質問を始めます。6番竹中多津美。

1番、突然の休校、休園について。

突然の休校、休園についてお伺いをします。

台風やさきの頃のコロナなどによる休校、休園があった場合は、園児の場合、親も共に仕事を休まなければいけないことがあります。現在、島根県松江市、茨城県神栖市、福岡県福岡市は、風水害時等における保育所に臨時休校、休園の対応をしております。室戸でも何とか対応ができないか、市長、担当課長にお聞きします。

それと2番目、市外からの転入者の転入先についてお伺いをいたします。

市外からの転入者の転入先について、室戸市への移住希望者の住居対策についてお尋ねします。

室戸市内、至るところに空き家が目につきます。しかし、その空き家を借りようとする、部屋の中には荷物がいっぱいであったり、仏壇があったりでなかなか借りるには至らないのが実情です。私は、同僚議員と共に大敷組合の役員等をされている方々から、市外から大敷組合に働いてくれる乗組員の方の住宅確保について強く希望を受けています。都会等へ大敷組合が働く方の募集に行くと、応募者はいるとのことですが、いざ雇用契約を結ぶとなると、住む家が問題となるようです。働く場所ができて、生活の基盤となる家がないので、みすみす雇用を見逃すことがあると聞いております。高齢化や後継者不足は、漁業だけではなく、農業や林業、建設業、製造業等、室戸の産業、軒並みこの問題に直面しております。何とか手を打たなければなりませんし、移住者を効率的に迎えるには、住むところと働く場所の提供が不可欠であると思うのですが、大敷組合の場合は、働く場所の確保はできているようですので、住居が

確保できると移住者を迎えやすくなるということです。このことについて市長や担当課長の御意見を申し上げます。

次に、人口減少の進む室戸市にとって最も重要な施策となるのが、移住者の招致対策であると考えますが、移住者への住宅の提供は十分満足のいく状態なのか、お伺いいたします。

また、現在すぐ入居可能な住宅の戸数についてお聞きします。

次に、移住してくる若者たちからは、空き家など一戸建ての家は住みにくいとの声が聞こえてきます。そして、集合住宅型の住居を整備してほしいとの声もあると伺っております。これらの要望に対して市長の取組姿勢についてお聞かせください。担当課長も申し上げます。

また、今後、移住者や協力隊などに向けた住居対策について市長の基本的な取組姿勢についてお伺いをします。

あわせて、担当課長に担当課として移住者や協力隊員への住居について今までどう取り組んでこられたのか、そして今後どう対応される計画なのか、具体的に説明をしてください。

それと、韓国野球の受入れ体制についてお伺いします。

韓国野球といいますと、プロ野球も込められるような言い方になりますけど、プロ野球ではないんです。韓国高校野球、それから少年野球チームのことです。すみません。韓国野球と、すみません、書いてあるんで。

韓国野球のリトルリーグやラオン高校への誘致対策についてお伺いします。

国立室戸少年自然の家へ韓国野球のジュニア野球クラブやラオン高校の冬季に長期滞在をしてくれています。おかげで国立青少年の家の稼働率が上がっております。

韓国は、冬季にはマイナス10度を下回る日が多いと伺っており、その点、室戸は気温が氷点下まで下がるのはごくまれにしかありません。暖かい室戸の気候はキャンプ地として適しているようで、自然の家にとっては冬季の利用者が少なくなり、韓国のリトルリーグや、ラオン高校の野球部は本当に大切な利用客と言っても過言ではありません。

しかし最近では、韓国の野球チームに対して県外、特に宮崎県などが強力的に、そして魅力いっぱいサービスをつけて、キャンプ地に誘致しようと各学校に働きかけをしていると伺っております。うかうかしていると来年は室戸に来なくなるおそれがあります。

室戸の野球場や自然の家の利用に当たって、ジュニア野球チーム、ラオン高校の指導者や保護者、あるいは生徒の皆さんからどのような要望事項があるのか、内容はどうか、そしてその対策はあるのか、市長と関係課長にお聞きします。

次に、ラオン高校やジュニア野球チームが室戸で合宿をすれば、どのような経済効果がどのくらい見込まれるのか、市長と関係課長にお伺いをします。

次に、ラオン高校へは宮崎県などが強力的にキャンプ地として選定するよう働きかけを行っていると聞いており、大変心配をしております。

市長は自然の家の所長と一緒にあって、すぐにでもラオン高校の誘致のため、その訪問をす

べきと考えますが、市長の韓国野球関係者への誘致について、基本的な取組姿勢について市長にお伺いをいたします。

終わりです。1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中多津美議員にお答えいたします。

まず、大きな1点目の突然の休校、休園についてであります。

室戸市における台風、大雨等による休校、休園の判断基準としまして、大雨、暴風警報の2つの警報が発令されていること、または暴風圏域内に室戸市が入ることが明らかなルートが想定されている場合に、原則、前日に休校、休園を決定しております。

一方、近年、想定外の大規模な災害が発生することも多いことから、先日の台風2号による大雨の場合のように、状況の急変により児童や生徒の安全を確保することを最優先に考え、当日に保護者に対して登校、登園自粛の協力や、早めのお迎えを要請しなければならない場合があります。こうした突然の休校、休園時において、保護者と連絡が取れない、仕事のために早めのお迎えができないという状況もあります。その場合は、状況に応じ学校で保護する、保育所で保育を継続するなど、柔軟な対応を行っているところであります。

議員御案内の島根県松江市におきましては、災害保育事業として、災害時等において社会的要請の強い職種、例えば医療従事者やインフラ運営、防災業務、24時間体制の高齢者、障害者施設等に勤務する保護者の方に対し、急な休校、休園時に対応しているとお聞きをしております。

私としましても、このような対応につきましては、大変すばらしい取組であると感じているところでありますが、災害時や感染症拡大等の状況時における子供たちの安全の確保や不安の解消が第一でありますので、まずはお父さんやお母さんが気兼ねなく休みが取れる職場環境づくりや意識の醸成を図る必要があるという思いでありますので、市民や市内事業者等と連携しながら、地域全体で子育て世帯を応援するまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、大きな2点目、市外からの転入者の転入先についてであります。

議員御案内のとおり、市内には多くの空き家があるものの、荷物や仏壇が残されており、すぐに貸し出すことができない空き家も多く、空き家バンクへの登録に至らない物件や、荷物が残ったまま登録される物件も多くあるとお聞きしております。

また、働く場所ができて、生活の基盤となる住居がなく、雇用を逃すことがあるのではとの御指摘がありましたが、令和4年度に担当課を通じて、具体的な移住相談があった方々につきましては、住居がないことを理由に移住を断念した事例はなく、住居確保ができていると聞いております。

しかしながら、議員御案内のとおり、働く場所と併せて住居が確保されることで、移住者を迎えやすくなることは、私も十分に認識しているところであり、議員と全く同じ思いでありま

す。

これまでも担当課に対し、すぐに入居できる住居を常に確保するよう、強く指示を出すとともに、私自身も地域の方とお話しさせていただき中で、空き家情報等に耳を傾けてまいりました。

次に、移住者への住居の提供は、十分満足のいく状態であるのか、また現在、すぐ入居可能な住居はどれくらいあるのかという御質問についてであります。令和5年5月末現在、空き家バンクへの賃貸売買物件の登録件数は49件となっており、そのうちすぐに入居可能な住居は14件となっております。

また、市営住宅では、随時募集を5室実施しており、民間集合住宅においても、複数の空き家があると聞いております。

本市の空き家バンク登録件数は、県内でトップであり、職員が直接地域を回り、空き家の情報収集に努めていることなどが成果につながっております。

現行では、一定の住居確保はできているのではないかと考えております。

次に、集合住宅型の住居を整備してほしいとの意見が聞かれるとの御指摘についてですが、これまでも地域の企業などから同様の陳情や要望をいただいているところであります。集合住宅型の住居を希望される方には、移住促進住宅をはじめ市営住宅や県職員住宅、県教員住宅、加えて民間集合住宅も御案内し、希望者のニーズに合った住居の確保に努めております。

今後は、今ある資源を最大限活用しながら、移住希望者等のニーズを把握しつつ、遊休財産の有効活用による集合住宅型の居住整備を含め総合的に検討してまいります。

あわせて、移住者や地域おこし協力隊などに向けた住居対策の基本的な取組姿勢につきましても、移住希望者等のニーズに沿うよう、様々な可能性について検討し、関係機関や庁内各部署との連携を図りながら、より多くの方に室戸市へ移住していただけるよう、住環境づくりに努めてまいります。

次に、大きな3点目の韓国野球の受入れ体制についてであります。

議員御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止が続いておりました韓国野球室戸合宿につきましても、昨年度、3年ぶりに韓国よりラオン高等学校硬式野球部が来市し、国立室戸青少年自然の家を拠点として、室戸マリン球場及び室戸市中央公園運動広場において、令和5年1月から2月にかけて約1か月間の長期合宿を実施しました。

その際、ラオン高校側から室戸市中央公園運動広場につきましても、グラウンドの狭さやコンディションの悪さ、ネット等の備品の少なさなどにより、硬式野球の練習場として適していないため、代替えとなる練習場を紹介してほしいなどの要望がありました。

また、マリン球場につきましても、備品についての要望がっておりますので、順次、対応を検討してまいります。

しかし、備品の不足につきましては、一定購入することは可能ですが、室戸市中央公園運動広場のグラウンドそのものを改善するためには、大規模な改修工事や専門知識を持つ者による適切な維持管理が必要となり、ハードルの高い課題であります。

また、市内の他のグラウンドにつきましても、同様の状況でございます。

そのため、市外での代替えとなる練習場の確保について、広域的に連携を行う必要があると考えられますが、その際には関係機関に積極的に働きかけまして、要望に応えることができるよう努めてまいります。

次に、室戸で合宿を行うことで経済効果についてであります。

その内容としましては、宿泊代や飲食代、お土産ものの購入等が考えられます。しかし、韓国野球室戸合宿の大きな効果としましては、国立室戸青少年自然の家の稼働率や練習場としている室戸マリン球場や室戸広域公園運動広場の利用率の向上が考えられます。

そのため、御質問にもありましたとおり、韓国野球関係者への誘致活動は今後も強化していく必要があると考えておりますが、韓国ラオン高校への訪問につきましては、その必要性や訪問時期について関係機関等と協議を行った上で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 福留まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（福留裕治君）** 竹中議員に、大きな2点目の市外からの転入者の転入先についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、住居が確保されることで移住者を迎えやすくなるということは、私をはじめ担当職員も十分に理解しており、これまでも空き家バンクによる民間空き家の利活用をはじめ移住促進住宅や市営住宅、県職員住宅などを活用し、移住希望者等に対し迅速かつニーズに合った住居を紹介できるよう、様々な取組を実施してまいりました。

その結果、令和4年度は過去最高の91組114名の方々を室戸市に迎えることができました。

次に、集合住宅型の住居の整備や移住者、地域おこし協力隊などに向けた住居の対策についてですが、移住相談過程で集合住宅型の住居を希望される方もいることから、一定のニーズがあることは把握しております。

先ほど市長も申し上げましたが、集合住宅型の住居整備につきましては、遊休財産の有効活用による整備が可能かどうかも含めまして、関係課等と検討してまいります。

いずれにしましても、現状では、これまで申し上げました今ある資源を活用しながら、移住希望者等のニーズに沿うようマッチングを進めてまいります。移住相談件数も年々増加する中、今後は住居の確保がさらに困難となることも十分予測されます。

まずは、議員御案内のとおり、市内で年々増加している空き家の掘り起こしを強力に行い、空き家の荷物整理や運搬、処分等に係る費用を補助する空き家家財道具等処分費補助金や、空

き家の改修費用を補助する空き家改修費補助金などを活用することで、積極的に住居確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田美紗子君） 竹中議員に、大きな3点目の韓国野球の受入れ体制についてお答えいたします。

市長答弁にもありましたとおり、韓国ラオン高校硬式野球部が令和5年1月12日から2月5日の間は室戸マリン球場で、2月6日から21日の間は室戸市中央公園運動広場を練習場として合宿を行ったところであります。その経済効果についてであります。国立室戸青少年自然の家宿泊だけでも1人当たり1日約3,000円を、30人が42時間として約360万円以上の経済効果が出ていることとなります。

また、こうした経済効果だけではなく、室戸広域公園をはじめとする室戸市中央公園等の室戸市内の社会教育施設の利用率の向上にもつながっており、室戸市の活性化に役立っていると考えております。

そして、韓国ラオン高校からの要望の一部であります。備品の防球ネット数の増やブルペンの改良等、可能なものについてはすぐに改善し、少しでも使いやすく感じていただけるような対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） これをもって竹中多津美君の質問を終結いたします。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、澤山保太郎君の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番、澤山であります。通告しておりますとおり、だんだんとやります。

最初に、庁舎の移転建て替えという問題であります。この間の住民投票条例で投票が行われたわけですが、過半数には達しないということで、市長からは尊重義務はないなどというようなことになっております。

しかし、この投票条例のチラシ、市役所が住民に配ったチラシの中に、有権者というものの定義があるわけです。

どういうふうなチラシかということですが、このチラシを出しとるわけよね。有権者は室戸市に引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記載されている方というふうに書き切とるわけよね。これをどういう法律上の根拠に基づいてこういう有権者の規定が出てくるのか、公職選挙法を見ても、そんなこういう言い方はしてないわけで、住民基本台帳、住民票が登録されておれば、それで有権者だというふうなことは、公職選挙法にも全然書かれてないわ

けなんだよな。だから、久保田君が条例をつくったんですが、その条例の中にも、住民票があれば有権者だというようなことは書いてないわけなんだ。ちゃんとした書き方をしてるんですが、この点については、住民基本台帳があっても、住所がそこになれば駄目だというのは、この間の奈半利の町議会の議長が捕まったりなんかしてるけど、あれ住民票があるんだよな。だけど、住所がないから、だから違法行為だということで捕まってるわけ。このチラシの法的根拠を明らかにしていただきたいと思うわけでありませう。

住民投票のこの結果は、投票したのは無効のものも含めて5,053票だったわけですよ。そのときの有権者は、選管が決めた有権者というのは1万883なんだ。だから、これを割り算すれば、46.43%だから、50%に足らんと言ってるわけ。しかし、公職選挙法の有権者の規定とか、あるいは久保田君がつくった住民投票条例の有権者の規定を言ってるのは、室戸市に住所を有してない者は除くということになってるわけよ。実際に住所を有してないかどうかということを選管のほうは、あるいは市長のほうは調べたのか。住民票はあるけれども、実際には住んでいないというのはどのくらいあるのか、調べてこの有権者の住民投票条例のときの母数に1万883人と言ってる、それはどうして言えるのかということよ。私は国勢調査は一軒一軒調べとるわけですから、国勢調査の統計の結果を見たところ、世帯数でいうと、1,000世帯以上が室戸市の発表してる世帯数よりも少ないわけ。1,332世帯、実際に住んでないということが国勢調査で明らかです。この1,332世帯がないということは、室戸市も把握しとるはずなんだ。これは有権者には入れないわけよ、住んでないんだから。だから、法律上きちっとこの住民投票やった人の有権者の数をきちっと計算すれば、60%近い有権者が投票してるということになってくるわけです。

そういうことでもありますので、尊重義務がないとかなんとかというんじゃなくて、法律に基づいた有権者、それを分母にして、そして投票した人の5,053人というのは変わらないわけです。分母が少なくなってくれば、投票率は上がるわけです。こういうことから関して、この間の住民投票条例に基づく投票結果では、反対者がやっぱり圧倒的に7割以上あったという結果であって、尊重しなきゃならないという法的理由が出てくるんじゃないですか。その点についてお聞かせ願いたい。

それから、この庁舎の問題について、昨日も問責決議などがなされたんですが、要するに一番肝腎な点は、みすぼらしくなっていく、寂れていく町であるからこそ、豪勢なもの、豪華なものを造らないかんという、そういう市長の考えなんですよ。それが問題なんです。言ったか言わないかじゃなくて、言うとするわけですが、これをね。言っていないというふうに、言っていないなんていうことはどうして言えるんです。おたくの指示に基づいて説明会の議場での録音も全部して、それでそれに基づいて議事録というものを作るとるわけよ。私は言うてないのに、議事録に載るとるというのはどうなるんだ。議事録を作成した人は、これうそを書いたらあかんというの、公文書偽造ということになるわけです。昨日はずっと私のほうにらんどっ



たけど、にらむのは向こう、編集した責任者がおるんじゃないだろう。その人をにらんでもらいたいだな。これは今日もやりますけども、きちんとした説明会の議事録が全部あるんです。ここにはいろんな重大なことがいっぱい書いてある。そのことを、私は知らない、言わない、そんなことを言うた者は、政治的弾圧だ、敵だとか何とかかんとか、そんなむちゃくちゃなことを言うべきじゃないわね。その点について、豪華な建物を建てるべきじゃ、絶対そんなことは言わない、そんな非常識なことは言わないというけど、そんな非常識なことをあなた言うたんです。言うたから記録されておる。だから、私たちは反対しとるわけ。こんな47億円の巨大な建物を、これと同じような建物を造る必要はない。こんなものを造ったら、誰だって豪華なものを造るということになるわけです。その点について、もう一度聞いておきます。

それから、耐震診断を、我々は自分の判断で、自分が見た目で、この建物は大丈夫だとかいけなとかと言っとるわけじゃないわけ。室戸市が頼んだ高知市の2つの業者に、耐震診断をやってもらっただ。令和元年あたりにその報告が出てきてる。耐震診断書というものを我々は見て、そしてそれに基づいて専門業者が診断したその評価表に基づいて我々は補強工事で大丈夫だと言っとるわけよね。実際問題、補強工事でやっていけるということ、業者がちゃんと補強計画案まで出しとんだ、これ。こういうことをどうして発表しないんですか。この補強工事とか耐震診断とかいうのは、平成7年頃に国の法律ができたんだよね。耐震改修促進法という国の法律に基づいて皆一斉にやり出したわけ、全国的に耐震診断とか耐震補強というのをやり出した。室戸市もそれに基づいて耐震改修促進法の計画書というのをつくっておるんです。それも全部ここにありますけどね。これは平成20年に耐震改修促進計画、室戸市をつくっとるわけ。これでは何も建て替えせないかんとか、そんなこと書いてないんだ。補強工事をやるということをきちっと計画書みたいに、これは市内の庁舎だけじゃないですよ。市内の大きな建物、病院とか銀行とか、そういうものを含めて、耐震補強工事をやるんだということやってきてるんだ。ただ、庁舎は補強工事をやってない。50%やってるようになってるけど、そのまま少しも進展してない。もともとは補強工事をやるということで、全国的に、室戸市だけじゃなく、全国的に皆やってた。業者がちゃんと補強計画案まで出してる。それによると、2つの案が出されてるけども、2億円ぐらいでできるということ、それから3億円という2つの案が出てる。それをやれば、I s 値の値でいえば、0.9とか0.75とか、そのあたりをクリアできる、そういう建物にすることができるという業者の、専門業者の判断が出されてるわけ。どうしてこれをほごにしたんです。

こういうような補強計画というようなものは、法律で、今言った国の法律によって公表しなきゃならないというふうに、国の法律で決められとんです。だけど、公表なんか一つもしてないんだ。それどころじゃないんだよな。私は開示請求をしたら、真っ黒に黒塗りしてきてくるんだよな。これは真っ黒に黒塗りしたやつを、どこやったかちょっと忘れた。これか。黒塗りしてきてるんだ、これね。国の法律では、公表しなきゃならないとなつとるのは、市民が開示請

求したら、黒塗りかえ。秘密行政をやってるつもりなの。そんなやり方で民主的と言えるのか、自分らが勝手に決めて進めてきたんです。住民が幾ら反対しても、私はやりますとってやってる。豪華な建物が必要ですということであるわけです。この点について、どうして補強工事をやることになっておったのに、やらなかったのか、独断で市民に何も相談せずに、独断であなた方は勝手に建て替えをやるんだと言ってるわけ。そんなふうなやり方が通るのかということでもあります。

それから、いろいろありますが、建物、あんたらが建てたいという財源をどういうふう到现在まで説明してきたかといいますと、ふるさと納税を使うんだということをしきりに言うてきてるわけ。最初はこれどこだったかな、吉良川の公民館か、公民館ではふるさと納税を直接使いますと言ってた。それが厳しく批判されるとやね、これは今年の1月29日の羽根の市民館で、間接的にふるさと納税を利用するんだと言っとる。最初直接的に使うと言ってたのが、間接的に使うと。間接的に使うというのはどういうことを意味するのか、直接でも間接でも使ったらいけないことは明らかだと思っんです。

ふるさと納税は何に使うべきかということ条例があるんだよ。ふるさと納税の基金を取り崩して使うということは、一般財源に使うことができない。その3つの条例があるんだ。ところが、ふるさと納税の話に入っておりますけど、ふるさと納税の取り崩したやつ70%以上が一般財源に使われてる。それは通告書にもちょっと書いてあるけど、条例のとおり使ってるのは全体の13.7%、あとは条例に載ってない、市長が必要だというような、あれは医療・福祉にも使われておるんですが、市長が必要だというようなことで、8億円から9億円毎年使っတာなんだよな。条例でも、使い道が3つに限定されとるわね。地場産業を育成するとか、子供の健全な育成のために使うとか、地元の資源の地盤を築くとか、3つぐらいに絞られてるんだ。だけど、要綱というのをつくったんだよな。ふるさと納税の基金を使うために、要綱というもの、これ要綱は議会に諮らんでもええからね、勝手につくる。その中で市長が必要とする、そういう経費にも使うてもいいとかというふうなことで、条例に書かれているものは、十数%しかないのに、そのほか全部流用しとるわけ。取崩し、今までふるさと納税、お金100億円ぐらい平成20年から集まってるけど、大体七十数億円、80億円近くが取り崩されてるわけ。残ってるのは二十数億円残ってる。取り崩したやつのは、7割から8割は一般財源に使われてる。これは職権濫用じゃないですか。要綱なんかつくったって、勝手に自分でつくってやっからというて、そんなこと成り立たない。条例のほうが上なんだ。条例以外のことで使った場合には、背任罪ですよ、これ。その点について刑法193条の職権濫用というところで、引っかかるんじゃないかということで、私は回答を求めたいと思うわけでもあります。

それから、次々に行きますが、企業立地促進補助金、これ2,000万円、3,000万円というふう特定の業者にばらまいとるわけよね。これなんかも背任罪の可能性はあるんじゃないかと疑わしいんですが、公益性がまずあるかどうかというのは、これは地方自治法で補助金というの

は、公益性の必要があってやらないかということになつとるわけよ。市長が何か雇用を拡大するためにできてるから、雇用を拡大させたら、それで効果があると、公共性があると、公平性があるとかというようなことを言つとるらしいですが、しかし例えば、パチンコ屋とか風俗店とか、そういうところにも雇用を拡大さえすれば、そこにも何千万円というお金をただで渡すということが出来るわけですか。雇用を1人、2人増やしてもうても、その雇用を、企業の雇用の活動がやね、活動そのものが公益性がなけりゃいけないんです。公益性はどうやって立証できるんですか。

特定企業にだけ、市内の例えば自動車修理業に1件が渡しておるけど、その特定の業者に渡すこと、例えばいろんな機能の高い機械類を購入とか、そういうことをやらせた場合、他の企業が、やはり競争力がたつと落ちちゃうわけよ。今まで塗装10万円でやってたところが、1万円か2万円でできるような機械を導入してやれば、ほかの業者がこれお手上げになってしまう。公的資金を使って不当な競争力を特定の業者に与えるということは、こういうことが公益性があるわけですかね。

それから、この2,000万円、3,000万円のお金は、大半がふるさと納税を取り崩して払われてるんだ。私が確認したところでも、全体5社に1億3,000万円ぐらいは渡してる、そのうちの1億1,000万円は、ふるさと納税を取り崩して渡してる。ふるさと納税のその使い方の条例からしてもやね、特定の業者に渡していいということにはならんわけよ。

それから、建物を建てておるところが何か所かあるんですが、6,000万円ぐらいの建物を建てたということで3,000万円補助金もらつとる、6,000万円の価値のあるような建物かどうか、これはちょっと見ただけでも分かるわけです。これちゃんと鑑定しているのか、一体実際に費用はどれだけかかったのかということは、鑑定して補助金出しておるか、業者が申請どおり6,000万円かかったから3,000万円頂戴という、ほとんど全面的に業者に従つてるといだけよ。それで、これも要綱でやってるんです。条例やそんなんじゃないくて、室戸市の補助金交付規則という立派な規則があるんだけど、それに基づかずに、勝手に要綱をつくってやってる。3年か4年間の間に要綱を7つも8つもつくつとるわけ。その業者に合わせて要綱をつくってやってるみたいなもんだ。こんなもの要綱にも何もならんわ。これ監査委員もさすがに、監査委員の方はおるかな。これおかしいということで口頭注意をしたというんだけど、具体的にもう一回、この会場でどんな口頭注意をしたのか、口頭で言うたんだから、記録に残ってないなんていうのは、そんなこと言うとするんだよな、事務局長。口頭注意をしたということの記録と内容は、監査委員の事務局にちゃんと置いとくのは当たり前のことなんです。一回思い出してはっきりさせてもらいたい。

この要綱なんかも、でたらめなことがいっぱい書いてある。わけの分からん要綱がある。例えばどんなにかいうたら、補助事業というもの、これは補助金やから補助事業、補助事業というものは何なのか、2つも3つも定義がある。その室戸市が出しているお金で何かをするとい

う事業のことを指している場合と、もともと飲食店とか、そういうことをやってる補助対象の事業と、この2つ補助事業をやっているけども、どっちのことを言っているか分からない。だから、室戸市に補助事業が終わるまでに、住んでいなければならぬという要綱があるわけだ。しかし、補助事業が飲食店自体を指すんだとしたら、飲食店が終わるまで室戸市に移転しなくてもいいということになる。室戸市の話が出たんですが、補助を受けてる対象企業5つのうち、2つまでは室戸市にその代表者が住んでいないんだ。住民票がないんだ。田野町とか南国市に納税証明書を出さないかんから、納税証明書を見たら、南国市長とか、田野町の町長の納税証明書が出てくる。

室戸市のしかもふるさと納税のお金だから、地元の者にやるのは当然だよ、やるとしても。よそのところに税金を納めてる人にどうして渡さないかんだ。そういうようなことで、この要綱からしてでたらめやし、やっていると、おかしいところばかりだ。中にはマグロ料理を出すというところがあるんですが、市場から、あるいは漁協などから仕入れるマグロじゃなくて、海から直接船で持ってきたやつをさばいて売るといふ、そういう計画を出しとるわけやね。しかし、本マグロについては漁獲制限がある。高知県だって80トンそこらぐらいしかないわけ、年間ね。室戸市でマグロを、本マグロを使った料理を返礼品として毎年5トン出しとる。それをちゃんとここの担当課が出してきてる。毎年5トン出しとるといふ、これ市場全部通してきてるのか、漁獲量の報告を県に対してしてるのか、国もあるんだけど。それちゃんと調べたかどうか説明してもらいたい。

それから次は、東の川の問題ですが、東の川と佐喜浜川、これは昨日、おとついでだったか、小椋さんの質問の中にあつたんですが、吉良川の橋を架け替えるのに8億5,000万円、佐喜浜川は7億5,000万円かかるというような話です。こんだけの莫大な金を使う必要があるのかということよね。これちょっと聞きたいんですが、入札の経過を吉良川の橋、入札の経過をちょっと聞かせてもらいたい。最初は2億円ぐらいで落札しとるわけよね。ところが、2億円では足らんから2億3,000万円に、それでも橋の半ばぐらいしか今できてない。あと4割か5割ぐらいは完成してないんだ。今ちょっとストップしておる。一体こんな入札のやり方あるかということよね。最初の入札よりも2.5倍ぐらい高くなってるわけ。入札のもともと設計の第一ミスじゃないかと。2億円でできるというやつが、5億円ぐらいまでになるということが途中で分かったという。しかし、落札業者がそのまま担当するというんだよね。こんなことが前代未聞のことであつて、第一やり替えるというのは、あの橋はどんだけの車両が通行するという予定でやってるか。日南から大平へ行く道が傍士まで今延長された道路ができてる。重量のある車、わざわざその橋を渡ろうとはしないわけよね。直接国道へ出れる道路ができてるんだ。必要もない橋のやり替えに莫大なお金を費やす、そんなやり方が許されるのかどうかよね。

それから、橋それぞれ、全国的にもそうやけど、室戸市の橋を診断したはずなんだよな、どのくらいの強度があるかどうか。その診断の内容についても、これ公表せないかんはずや。ど

この業者がどんな診断を下したのか、それをちょっと説明してください。その資料は当然住民にも議員にも分かるように出してください。

その次、市営住宅の問題についてですが、家賃は毎年1億円ぐらい徴収するわけよね、滞納もいろいろあるんですが。しかし、維持修繕費には、その半分も使ってない。去年やったら、去年は2,800万円ぐらいしか使ってない。実際は1億円ぐらい集めてるけども、残りのお金は一体どこへ行ったんだ。市営住宅の建設費用に回したじゃそんなことは理由にならんわけよ。市営住宅の建設事業は、今入ってる市営住宅の入居者が払わないかんというような、そんなばかげたことはないわけ。だから、市営住宅の維持管理費が毎年3,000万円とか5,000万円不足だったら、それは取り過ぎだと言えるんだよな。修繕をしてくれと言ったって、全然修繕してくれない。屋根は剥げて、赤さびが剥げて、何年間も雨漏りがしてるけど、何ぼ言うても修繕してくれない。風呂おけなんかも、風呂おけの高さが70センチぐらいあるんだ。70センチのところ、男の人はどうか分からん。女の人なんかは恐らく引っかかってしまうわけ。70センチといたら、足を突っ込んだら、自分の体にもその縁がかかるわけ。危険なところを直してくれと言っても、そんなこと直せんとか、得手勝手に担当の課がどんどんどんどん要望を切り捨てる。そして、莫大な家賃の残りのお金は、一体どこに使ってるの。住民、入居者のために使う分じゃないのか。特に水洗トイレやってないところがまだいっぱいあるわけ。しかし、室戸市の住宅の整備基準という条例には、水洗トイレ化しなきゃならんというのを書いてあるんだ。水洗トイレやってくれと言って、何回、どこやここかの住民が要求しても、お金がありません、やれません、そういうこと勝手に担当の課が言わしゅうわけ。お金いっぱいあるわけよ。余っとるわけ。条例に書いてあることぐらいはやらないかんで。屋根とか壁とか、そういうふうなものは傷んでるとなったら、直ちに修繕しなきゃならないということ、ちゃんと法律上書かれとるんでね。

それからその次は、失業対策の問題であります。説明会場などで市長は、私は事業所の一つでもつくって雇用を確保したことがあるのかと言ったら、事業所は一つも作りませんでした、4年間で作りませんでしたと言うとるわけ。あれから数か月たってるんですが、何か一つでも事業所をつくって、失業対策らしいものを行ったのかと行って、失業対策事業という予算の科目もないんだ。予算をつけようどころじゃないわけ。室戸市内の失業者の状態をどういうふう把握してるか、ちょっと聞かせ願いたい。

シルバー人材センターというのがあって、数百人が登録してるんですが、そこも仕事がないというので困ってるわけ。市営住宅はたくさんあるけれども、草がぼうぼうのところもたくさんある。一つも修理も掃除もしてないところがたくさんある。シルバー人材センターなんかには、はかしてやれば、いい仕事になると思うんだ。そのお金どこにあるかと言って、住民が家賃として莫大なお金を払ってる。あり余っとるわけ。市営住宅を造ったけども、腐らせるというのが政策なんかな。そして、腐らせたなら、新しい建物を建てると。専門業者がもう決まっと

るみたいなもの。その業者のために住宅を管理せずに腐らせて、そして新しい住宅を造るために特定の業者がもうけると、そういうやり方じゃないですかね。

それからその次は、例えばシレストのお風呂のことについてちょっとこの間の議会でも質問したんですけども、まき炊きボイラーに変えたほうがずっと安うつくんだよな。あそこのシレストの風呂場で電気とか油とか使って何千万円という莫大な燃料費を使いゆうわけ。まき炊きに変えたら、まき代がほとんど要らない、廃材が使えるから。ところが、市長が答えたようには、まき炊きにした場合は、人件費がかかるからいけないというんだ。油代や電気代で払うお金と人件費とどちらが大事なの。少しでも経費を安くして、しかも人が雇えるような、そういうやり方にせないかんのじゃないですか。まき炊きボイラーというのはいろいろ探したけど、高知県にあるんだよな、ボイラー造るところが、土佐山田に。農業の温床なんかにも広く使われてる。廃材を使うから安うつく。SDGsとかとって、持続可能な社会目標を立ててやってるんだと、市長の部屋の前に何かSDGsの本部なんていうのを書いてある。SDGsって一体何のことです。どんな目標を立ててる。人件費がかかるからとって、まき炊きボイラー、カーボンニュートラルのまき炊きボイラーは、そんな人件費がかかるから駄目だなんて、そんなこと言えるんですかね、SDGsの理念からして。

それから、ついでに言いますが、地球温暖化対策の問題について、全国各地で高温が続いてるわけで、温暖化なんていう言葉がちょっとおかしいんだけどね、グローバル・ウォーミングという、温暖化じゃなくて、もう灼熱化なんだよな。インドとか南アメリカのリオデジャネイロとか、そんなところではもう40度、50度超えたあれが今始まってるわけで、日本だってそういうところがどんどん出てくる。室戸市も当然そうなる。その対策を国の方針でいろいろ温暖化を、温室ガスを制限するということをやっとる。ただ、我々もそれに協力していろいろやらないかんけども、ただもう既に始まってるわけよね、灼熱の状況が。それにどう対応していくのか、干ばつになり、水も飲料水やかんがい用の水も取れなくなる可能性があるわけ。作物ができないようになるかもしれないわけ。そのためにどういう対策をしなきゃならないのか、それをちょっと聞かせてもらいたい。

それから、時間がないんですが、ずさんな業務がいっぱいあるんだよな。私がいろいろ問題にしてきとるけど、少しも改善されないんです。ただ、第1番目に言いますが、市教委、教育委員会の権限、どんなところに権限があるのか聞きたいんだよな。吉良川小学校のプールの工事を2,700万円から3,000万円ぐらにかかっている。しかし、教育委員会は権限で2,000万円も3,000万円もの工事を担当することができるのか。大体施設というのは、学校関係の施設というものは、全てこれ市長が直轄でやらないかんわけ。運営とか経営とかということになると、教育委員会も関与するけど、今中学校、小学校の統合、移転とかという話が出てるけども、教育委員会にばかりこの工事を押しつけるわけにはいかん、権限がないんだから。500万円程度以下のものだったらできることになってる。それから、市長は業務委任もまともにやっていな

いんじゃないかということも言われとるんだな。高額医療費の経費の事務に関する業務委任は、私が監査請求、そんなんで問題にしてから、去年の4月か、やっと委任規則を変えた。それまでは委任の規則もないのに、仕事でやらしたと。そのやり方がまずいからといって、職員が処分されたりなんかして、そもそも市長が委任してないのに、どうして処分できる。

それから、羽根の児童遊園地、皆子供たちが遊ぶのに、どこで遊んだらいいか困ってるわけよね。だから、市道、道路上で遊んでる、自転車で。ところが、児童遊園地というのは、ちゃんとあったんだよ。ところが、今どうなってるかっていったら、児童遊園地が全部造成されてゴルフ場が変わってるわけ。手続も何もせずに児童遊園地をゴルフ場に造成してる。これ暴力行為だよ、純然と。市役所が暴力を振るっても構わんという、そういうことにならんわけ。キラメッセもそうなんです。あそこは保安林で、今でも台帳では保安林のままなわけ。保安林の解除をしなきゃ、木を伐採できない。だけど、解除する前に全部伐採してしまっ……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、残り10分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） 賠償責任のことについても、高額医療費の問題で賠償問題で、末端の職員に賠償させて、給料全部召し上げとるんだよ、今でも。しかし、国の法律、室戸市の条例、規則では、職員の賠償責任について厳密に規定されてるわけ。末端の職員に業務上の失敗、そんなことがあったとしても、賠償責任を問うことができない。賠償責任が問われるのは、市長やら幹部職員が賠償責任を問われるというのは、法律で書き切ってるわ。どうして特定の下っ端の担当の者の給料を全部召し上げとる。まだずっと続いている。それはとても暴力的なやり方じゃないですか。

1回目をちょっと終わることにします。（拍手）

○議長（町田又一君） 拍手はよしてください。静粛にお願いします。

意見調整のため、1時間休憩をいたします。

午後1時42分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員にお答えをさせていただきたいと思いますが、大変貴重な時間を取って意見調整をさせていただきました、御迷惑をおかけいたしました。また、大変多岐にわたってたくさんの質問ですので、答弁漏れなどがありましたら御指摘を賜りますようお願いしておきたいと思います。

最初に、私には庁舎の建て替え問題に関係をして、豪華な庁舎と市長は言うちゅうじゃないですかという話が御指摘としてありました。

この話は、せんだっても説明もさせていただきたかったんですけども、この話が出たのは、昨年4月20日の市役所で6時半から行った説明会でありまして、41名の方がこのとき参

加をしてくれておりました。その中でのやり取りを取って、澤山さんは市長が豪華な庁舎を建てると言ようということを、こうした澤山後援会ニュースに大きく書かれているということでございます。

市長は言うちゆうじゃないかということは今からちょっと説明をさせていただきますので、澤山さんにもぜひ御理解をしていただきたいと思います。

これは、その昨年の4月20日の市役所庁舎のときに、市民と私たち執行部とのやり取りをしたときに、市民の方から「子供がおらんかったら後々誰が守っていきます。何かそんな大きな箱物建てたって何にもならんじゃないですか」という、その市民の方から、そんな大きな建物建てたってということをおっしゃられたことを捉えて、その後に私が、そんなに厳しい人口減少、子供がいない室戸の中にこんな豪華な役所を建てないかんということでもありますけれども、こう言うております。ありますけれどもというのは、さきの市民の方の大きな箱物を建てたことの比喩として言ったことであって、私はこの今の状況の中で、室戸の市役所を豪華な庁舎に建てなければいけないと言ったことは全くありませんので、そういった思いでの、豪華な庁舎を建てるといったことは言うておりませんと、こういう説明をさせていただいたこととございますので、御理解をいただきたいと思います。

そうしたこと捉えて、澤山さんが、この澤山後援会ニュースという中に、豪華な庁舎を建てると、大変大きく書かれておまして、その中には、人口が減っていくから、逆に庁舎は豪華な立派なものを造るといふのだから始末が悪いと、いかにも市長が言うてるように宣伝をされたということで、私の本意とする趣旨をすり替えて、いかにも私が豪華な庁舎を建てないかん、建てると言うてるようなことを、こうした新聞で市民の方々に配られて、そうしたことで市民が、市長は豪華な庁舎を建てないかん言ようぞというような誤解に発展したんじゃないかなということとございますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、詳細なことを幾つか聞かれておりますけれども、それぞれは具体的には課長のほうから補足させますけど、私のほうでちょっと気になる点として、澤山議員にお答えしたいのは、耐震化の問題で2社、2つの業者が診断もして、補強工事で大丈夫だと言ってるじゃないかという御指摘もありました。このことについては、業者の診断についてはそういうことで、耐震化という補強ということの問題は、それで意見としてはこれが出てくるかも分かりませんが、前段の議員に何度も言いましたように、じゃあ津波の問題はどうしますかということの議論をしなければならないと、このことは澤山議員ともほかの議員さんとも、また市民の皆さん方にも、津波が来たときにはこんな問題があるんじゃないですかということも、お互い腹を入れて、本当に大丈夫なのか、いけるのかということを見極めたいということで、少し時間を要しますけれども、そんなことの調査もしてみたいということ、意見交換もしてみたいということとございます。

それと、それぞれ担当課がありますので、私のほうに直接聞かれてる物事としましては、企



業立地促進補助金についてであります。

1点目の補助事業による公益性につきましては、本補助金の目的は、本市での企業立地を促進するとともに、産業の振興による地域経済の活性化並びに雇用及び就業機会の創出・拡大を図ることであり、補助金の活用により地域経済の活性化や新たな雇用の場の創出による就業機会の拡大など、一定の効果が出ているところであり、公益性はあるものと判断をしているものでございます。

また、対象業種につきましては、補助金交付要綱第5条第1号に掲げる業種を対象としておりまして、これまでに採択された事業者につきましては、全て該当しておりますが、議員お尋ねのパチンコ店などは、娯楽業に分類されているため、対象にはなっておりません。

次に、2点目の特定の企業だけを優遇しているのではとのことでありますが、先ほど申し上げました対象業種であれば、補助対象としており、特定の業種や企業を優遇するものではなく、公平性は保たれているものと考えております。

次に、7点目の住所要件について、市外の者であっても補助金の対象になるのはなぜかのことでありますが、住所要件につきましては、令和2年3月の要綱改正により、市内に居住していること、または補助事業完了までに市内に居住することと規定をしております。

法人の代表者が市外に居住をしている場合であっても、補助金交付の対象となる理由につきましては、市外にある企業等が室戸市内で新たに事業所などを開設する場合において、その企業等の代表者が室戸市内に居住することが困難である場合が想定をされますので、補助要綱第4条におきまして、補助事業により整備する事業所及び支店の代表者が市内に居住していること、また補助事業の完了の日までに市内に居住することと規定をしております。市内で新たな事業所や支店を構えることで、当該補助制度の目的である地域経済の活性化並びに雇用及び就業機会の創出・拡大が図られているものと考えております。

次に、8点目の本補助金を使って事業を行っている業者で、ふるさと納税返礼品の本マグロを出品している業者についてであります。

室戸市内で加工している品目については、原材料の仕入先が市内、市外を問わず、本市の返礼品の対象としております。

そのため、議員御指摘の業者が製造している返礼品の本マグロがどこの港で水揚げされたものかの確認を要しないため、市としては把握していないところであります。

次に、失業対策の御質問の1点目の失業対策の予算がないとの点につきまして、失業対策費という予算科目はありませんが、雇用対策としての取組としまして、無料職業紹介所、ジョブ住室戸の開設や、月1回の巡回ハローワークの実施による相談窓口の強化に努めているところであります。

また、1次産業の雇用を促進するため、新規就農者、新規製炭者及び新規漁業者の就業支援事業を継続して実施するとともに、今年度からは新たに地域おこし協力隊を活用した雇用確保

の取組も始めております。

加えて、新たに創業しやすい環境を整備するため、創業・事業継承支援事業費補助金事業の実施や、雇用の場の創出・確保のため、企業誘致や企業の市外流出対策に引き続き取り組んでまいります。

今後におきましても、若者に魅力のある雇用の場の創出・確保というものを大事な視点として、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターの状況はどうなっているのかの御質問であります。室戸市からシルバー人材センターへの発注は、令和4年度実績で122件となっております。草刈り作業や清掃作業等を中心に委託しているところであります。

今後とも、積極的にシルバー人材センターを活用してまいりたいと思います。

大きな7点目の地球温暖化の(1)40度から50度の灼熱、干ばつ対策についてであります。

議員御案内のとおり、世界各地で熱波や大雨、干ばつなどのいわゆる異常気象が続いており、このことは地球温暖化が大きく影響し、その主な原因が温室効果ガスの増加で、そのうち、二酸化炭素が最も影響を及ぼしていると考えられております。

地球温暖化対策は、2015年に合意されたパリ協定の世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度以下に保ち、1.5度に抑える努力をすとの目標が国際的に広く共有されておりますとともに、2018年に発表されましたI P C C、国連の気候に関する政府間パネルの特別報告書では、この目標を達成するには2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされております。

また、2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。

本市では、2017年度に室戸市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減などに取り組むとともに、本年2月には室戸市ゼロカーボンシティ宣言を発出し、2050年カーボンニュートラルに向けて取組を進めているところであります。

議員御指摘の熱波や干ばつに備えての農業用水や飲料水の確保などにつきましては、今後、国や県、他自治体の動向を注視し、地球温暖化対策を進める中で協議をしてまいりたいと思います。

私からは以上であります。副市長、関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長併選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員に市長答弁を補足いたします。

有権者の住民投票の関連ですけれども、有権者の定義、住民投票の投票資格者の根拠についてお聞きされたものだと思いますけれども、住民投票における投票の資格を有する者として、

室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の第5条に、住民投票における投票の資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして、まず1つが、投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者、もう一つが、告示の日の前日においてその者に係る本市の住民投票が作成した日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記載されている者と規定されておりますので、それが根拠としております。

チラシの内容につきましても、それを要約したものでございます。

また、選挙管理委員会が住所の実態を調べているのかという御質問もあつたと思えますけれども、選挙管理委員会におきまして、住民投票のときは投票資格者が1万883人で行ったけれども、その方々一人一人につきまして、居住の実態を把握するということにつきましては、現実問題として困難でございますので、御了承を賜りたいと思えます。

それから、庁舎整備の財源についてでございます。

議員御案内のとおり、ふるさと納税を庁舎整備に使うことは好ましくありません。庁舎整備に当たりまして、今の行政サービスを低下させることなく、必要な財源を確保する必要があります。

これまで行ってきた事業をやめて、庁舎整備のための財源を確保するというのは、現実的ではありませんので、これまで一般財源で行ってきた事業のうち、ふるさと室戸応援寄附金基金の処分目的に沿った事業については、ふるさと室戸応援寄附金基金以外の基金もありますので、それぞれ基金の処分目的に沿った事業については、できる限りそれを財源とすることで余裕の生じた一般財源を庁舎建設事業基金に積み立てるなど、財源の確保をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 澤山議員に、大きな1点目の庁舎移転建て替えに関しまして、令和元年度に実施された耐震診断の結果の診断内容や補強計画については、公表する必要があると決められているとの御指摘ですが、建築物の耐震改修の促進に関する法律においては、第9条で所管行政庁、つまり室戸市においては、高知県知事に対する診断の結果の公表の義務づけについて定められているところであり、本市に一般の公表義務について定められているものではないと理解をしているところであります。

次に、補強計画書があるのに、なぜ補強工事をやらなかったのかについてであります。

補強計画書につきましては、耐震診断の受注業者より耐震診断の結果を踏まえて診断結果の構造耐震指標を示すI<sub>s</sub>値0.41を0.75または0.9まで向上させる耐震補強工事の計画案が提案をされております。

その後、室戸市役所本庁舎地震対策検討委員会などにおいて、現庁舎を耐震補強等とするのか、庁舎の移転建て替えとするのか、整備の方向性を検討するなど、庁舎の整備方針が決定していなかったことから、補強計画書案に基づく補強工事の実施には至っておりません。

次に、市営住宅についてお答えいたします。

まず、家賃収入に対して維持修繕費が少なく、家賃を取り過ぎているのではないかとのことですが、市営住宅の運営に係る経費につきましては、維持修繕費に加え、住宅設備の維持管理費、改修費、また建て替えの建設に係る工事費や委託料、起債償還等がございます。

その財源としましては、国の補助金の対象となるものは、おおよそ半分の補助金を活用し、それ以外につきましては、住宅使用料や一般財源を予算の財源としております。

年度によって違いはありますが、市営住宅の管理費は、住宅使用料以外も含めた財源で費用の負担を行っております。

次に、市営住宅の修繕についてであります。

議員御案内のとおり、市営住宅の修繕につきましては、公営住宅法第21条の規定で、事業主体には修繕の義務が課されており、附帯設備などを含めて修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕をしなければならないとされております。

また、室戸市営住宅設置及び管理に関する条例及び同施行規則により、市の負担で行う修繕範囲、入居者や団地の負担で行う修繕範囲を定め、入居者や団地に負担していただく内容につきましては、毎年、入居世帯全戸へ周知をしており、市の負担による修繕は、可能な限り早急に対応できるよう努めているところであります。

また、金額的または規模的に大きな内容につきましては、室戸市公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に屋根や外壁等の改修工事を行い、住宅の維持管理に努めております。

次に、御指摘の市営住宅等の整備に関する基準を定める条例にある、水洗トイレの整備につきましては、この条例は平成25年3月に条例が制定されており、制定以降で新たに市営住宅及び集会所等の共同施設建設事業等に関しましては、当該基準を遵守して整備しているところですが、議員質問の条例制定前に整備された既存住宅のトイレを水洗化する工事などにつきましては、本条例を適用するものとはなっておりませんので、水洗化する際には住宅の模様替えを許可した上で入居者の御負担にて対応していただいている状況にあります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 谷口代表監査委員。

○監査委員（谷口稀稔君） 澤山議員さんにお答えいたします。

大きな2点目、企業立地促進事業費補助金についての(2)要綱、監査委員の口頭注意についてであります。

室戸市企業立地促進事業費補助金につきましては、平成31年3月29日に補助金交付要綱が制定され、同年4月1日から施行されたものでございます。

これまでに6度の要綱の改正を行うなど、制度としての一貫性が乏しいことから、令和4年度の定期監査におきまして、制度の見直しについて担当課へ指摘をしたところでございます。

（発言する者あり）

○監査委員（谷口稀稔君）（続） 内容については、全体的な見直しということで個別の内容は指摘はしておりません。以上です。

○議長（町田又一君） 川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 澤山議員に、大きな3の東の川橋と佐喜浜橋についてお答えいたします。

まず、東の川の仮橋設置工事の当初の契約と増額変更についてですが、当初の設計業務にて仮橋を支持するためのくいの深さを決定するに当たり、ボーリング調査という地質調査を行いました。

この調査では、支持地盤となる地層が確認された場合は、その地層が連続して5メートルあることを確認することとなっており、本調査でもこの条件は確認できておりました。

この調査結果に基づいた設計にて、仮橋設置工事を発注し、入札の結果、有限会社誠興建設と請負契約を締結しました。

しかしながら、現場にて支持ぐいを打ち込んだ際、この5メートルより深い位置で1メートルから2メートル程度、支持層と支持層に挟まれる形で不支持となる層が施工範囲全体で確認されました。

このことから、支持ぐいにその分を追加で継ぎ足すことや、本数を増やす必要が生じたことなどから増額となりました。

この結果、仮橋の全体事業費においても、増額の必要が生じたものであります。

次に、橋梁を誰がどのような診断をしたのかについてであります。東の川橋、佐喜浜橋ともに建設コンサルタント会社に委託しております。

国土交通省の道路橋定期点検要領に基づいた点検を実施し、点検結果により損傷評価をした上で、各部材の健全性について診断を行います。

診断結果につきましては、国土交通省が取りまとめを行い、ホームページ上に公表しております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 澤山議員に、シレストのまき炊きボイラーについて答弁いたします。

議員御提案のまき炊きボイラーにつきましては、施設の暖房や小規模な温浴施設などへの導入事例があり、東洋町においても自然休養村管理センターに平成22年度に導入された実績があります。

まき炊きボイラーは、カーボンニュートラルの特性を有し、地球温暖化の対策として有効な木質バイオマスの一つであります。しかし一方で、デメリットとしまして、出力が小さいことや、火力の安定が難しいこと、まきの製造、これはボイラーに投入できるサイズへの切断や乾燥となります——などの供給体制や、ボイラーへの投入、燃焼後の灰の撤去などの手間に加

え、広大なまきのストックスペースが必要となります。

市長から人件費がかかると言われたのは、このまきの供給やボイラーの管理などに係るものと思われませんが、シレストむろとにつきましても、一番には出力が小さいため、プールやジャグジー、お風呂の昇温、温度を上げることを賄うことができないため、導入は困難であると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地球温暖化への取組は当然必要であります。木質バイオマスにつきましても、木材や加工施設等の供給体制と消費する施設や設備などの需要体制のバランスが大切であり、計画的に取り組む必要があると考えております。以上です。

**○議長（町田又一君）** 福留まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（福留裕治君）** 澤山議員に、SDGsとはについてお答えします。

SDGsとは、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズの略で、持続可能な開発目標という意味になり、先進国、発展途上国を問わず、あらゆるものが参画し、経済、社会、環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが示されており、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015年の国連サミットにおいて採択された2030年を年限とする17の国際目標となります。

本市では、SDGsの目標、ターゲットの達成に向けて、市民と力を合わせ、着実かつ効果的な取組の展開を図るためSDGsと室戸市総合振興計画及び各分野における諸計画の一体的な推進及び進行管理に関することなどについて取り組む組織として、令和2年度に室戸市SDGs推進本部を設置しました。

これまでの取組としましては、市職員を対象としたSDGs勉強会の開催や四国経済産業局と室戸市商工会に御協力をいただき、市内事業者を対象としたSDGs経営勉強会などを開催しております。

また、室戸市内のSDGsにつながる取組を取材し、動画を制作、そして各種媒体で情報発信を行うなどSDGsの認知や理解の促進にも取り組んでおります。

今年度につきましては、7月に推進本部会を開催予定であり、これまでの取組の検証や、17の目標のうち、開発目標5、ジェンダー平等を実現しように焦点を当て推進していく予定です。またあわせて、本年2月に行いました室戸市ゼロカーボンシティ宣言に基づく各種事業を推進していくことで、開発目標7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにや開発目標14、海の豊かさを守ろうなどのSDGsの目標達成につながるものと考えております。以上でございます。

（発言する者あり）

**○まちづくり推進課長（福留裕治君）（続）** SDGsとは、持続可能な開発目標という意味になります。

SDGsのSはサステナブル、持続可能な、Dはディベロップメント、開発、ゴールズは

目標のことを指しております。以上となります。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 澤山議員に、教育委員会の権限に関する御質問についてお答えします。

地方自治法第149条では、普通地方公共団体における予算の調製権及び執行権は、長に専属するものとされているところではありますが、同法第180条の2では、長はその権限に属する事務の一部を、他の執行機関と協議して、それらの執行機関の事務を補助する職員等に委任または補助執行させることができると規定しております。

この規定は、委員会等他の執行機関の事務に直接関連するものについて、それらの補助職員に対し、長の事務を委任または補助執行させることにより、行政能率の向上及び行政の一体性を図る観点から設けられたものであると解釈をされております。

一方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条では、教育委員会の職務権限として、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理や校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事などが示されており、また室戸市教育委員会事務局組織規則においても、学校教育施設計画の策定及び教育財産の取得や教育機関の設置、管理及び廃止及び教育財産の管理に関する事などが、学校教育課の分掌事務として定められているところでございます。

こうしたことから、学校などの教育施設の整備事業や学校の適正規模、適正配置などにつきましては、こうした事務との一体性の確保や、行政効率あるいは学校現場や保護者などの声を適切に反映させる観点から、教育委員会事務局において、長の権限に属する事務の補助執行機関として、その事務を行っているものであります。

なお、地方自治法第180条の2の規定により、長の権限に属する事務を委任または補助執行させる場合の協議の形式につきましては、法令上明確にはされていないところでございますが、今後、他の自治体の状況等を調査の上、規則または協議書等により明文化することについて検討してまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 辻こども子育て支援課長。

○こども子育て支援課長（辻 さおり君） 澤山議員に、羽根の児童遊園地につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、児童遊園地についてであります。令和5年4月の機構改革に伴い、福祉事務所からこども子育て支援課に所管替えとなった児童遊園地は、市内に7か所ございます。

そのうち、議員御質問の羽根西坂本児童遊園地につきましては、平成16年に当時の長寿保険課が、室戸市財産規則第26条の規定に基づき、これまでグラウンドゴルフ場として使用している経緯がございます。

こうした経緯がございますが、同児童遊園地につきましては、これまでも羽根市民館と児童

館、地域交流事業として地域の子供たち、グラウンドゴルフクラブ等でグラウンドゴルフと一緒に楽しむイベントを開催したり、羽根昭和保育所の園児が遊びに出かけたりしており、これからも子供の遊び場として、また子供たちと高齢者の世代間交流の場として、地域の皆さんで気持ちよく利用していただけるよう、保育所、児童館、小・中学校、また市民館、公民館、老人クラブなどをお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 澤山議員に私のほうからは2点お答えをさせていただきます。

まず、大きな2、企業立地促進補助金の中の建物の鑑定をしているのかということについてであります。

建物の鑑定につきましては、鑑定は行えておりませんが、補助金の申請を行う際には、金融機関や商工会において、あらかじめ事業計画等の審査を受け、申請書の添付書類として、商工会から適切な事業計画を有している者としての推薦書や、金融機関から資金調達が見込まれていることが分かる書類の提出を義務づけており、こうした専門機関の審査の過程において、適正な支出金額であるか等についても十分にチェックがなされているものと考えております。

次に、大きな8点目の保健介護課の高額療養費についてであります。

担当職員が自主的に損害金の返還をしていることについてであります。この返還金につきましては、本人からの申出により、本人により日頃より上司に再三注意を受けていたにもかかわらず、事務を怠ったため発生したものであり、関係者に御迷惑をかけたことを深く反省しており、損害についても全額返済したいと、自主的に申出があったものでありまして、その後、数回、意思を確認した上で、弁護士にも相談をし、令和2年12月より分割納入をしているものであります。

その中で、上司等について、地方自治法の規定による賠償責任についてのお尋ねがありましたが、御指摘のように、自治法には、職員が故意または重大な過失等により、地方公共団体に対して損害与えたとき長が認める場合について、監査委員に対し、職員の賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき職員に賠償を命じるという規定がございます。

今回の案件につきまして、まず上司として個別指導や定期的な班会の開催により、進捗状況の確認をするなど、再三指導監督を行っていたにもかかわらず、結果として、市に損害が生じたことについて、当時の課長には文書による嚴重注意、課長補佐、班長には口頭注意をしたところでありまして。

ただ、本人からの申出にありますように、上司等については日頃の個別指導に加え、毎月の班会の開催により、進捗状況の確認もしていたということもあり、指導監督責任を問うのは酷ではないかということもあり、これらのことを総合的に判断し、上司に重大な過失があったということまでは言えず、監査委員に対して賠償の有無の決定を求める対象にはならないと、市長が判断をしたものであります。以上です。



○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 澤山議員に、私からは2点お答えいたします。

まず、大きな2点目の企業立地促進事業費補助金の6点目、補助金交付要綱に規定されている補助事業とは何を指しているかということでございますが、補助事業とは、室戸市企業立地促進事業費補助金交付要綱第4条第2号の括弧書きにあります。第5条の規定により補助金の交付の対象となる事業と規定をされており、本補助金の補助対象経費として認められ、実施する事業を指しております。

次に、大きな6点目、失業対策の1点目、市内の失業の状況についてであります。高知労働局から今年6月に発行された「雇用こうち2023」の4月分の労働市場月報によりますと、労働力人口のうち、完全失業者が占める割合を表しております。いわゆる完全失業率につきまして、市単位では示されておりませんのでお答えすることができませんが、参考といたしまして、高知県全体といたしましては、令和5年1月から3月までの四半期で2.0%となっております。

○議長（町田又一君） それでは、澤山保太郎君の2回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 2回目の質問しますが、豪華な役所を造るということで、説明会の会議録を確認されたということでもありますので、住民のほうが大きな箱物という表現をしているのを、あなたが豪華な役場と、役所というふうに読み替えたというお答えがあったと思うんですが、そのとおりであります。あなたが言うたんです。豪華な役場、役所というふうに読み替えたわけなんです。ですから、人が、誰かが言うたんじゃないで、あなたの発言であるから間違いないわけ。私がビラに書いたのも、そのとおり引用して書いてるわけです。

それから、2,000万円、3,000万円の補助金のことではありますが、住所要項なども先ほどの答弁にあったように、ちゃんと室戸市におらないかんということになってるやつを、今度は代表者じゃなくて、店舗の責任者が室戸市に住んどったらそれでいいと、会社の代表者がよそにあっても、雇入れた店員が室戸市に在住しとったらいいというふうにどんどん変えていきゆうわけ。相手の条件に合わせて変えていっとるわけです。そんなふうなやり方は職権の濫用なんだよ。

それから、有権者の条例の件ではありますが、そこに住んでるかどうか、住所の確認はできないんだと。だけど、この投票条例でも、住所を有しない者は除くと書いてる。除かないかんだ。誰も除いてない。それが分からんと言うけども、はがきを出して返ってきたものがあるわけでしょう。返ってきた郵便屋は、ポストに入れにいった人がやね、そこに住んでないので、戻ってきてるやつがあるわけ。少なくとも100件ぐらいは確認してるんでしょう。住民投票のときの戻ってきたはがきというのは、処分してないなんて言ってる。処分していいんですか、

それは、100件ぐらいいはあるということ、この間の市議会議員の選挙のときには、92件か、というものが戻ってきたと。戻ってくるということは、それは住んでない、有権者ではないということになる。それ差し引かないかんわけ。数か月前の住民投票条例のときにも、はがきが戻ってきとるやつが100件ぐらいいあるはずなんだよ。何よりも国勢調査でちゃんと調べてるんだよ。おるか、住所がちゃんとあるにもかかわらず、実際は住んでないということが国勢調査で分かるとるわけ。おたくらそれ把握してるはずなんだよね。そのことを有権者のあれに勘案せんと、法的根拠がないんじゃないかと。ただ、住民票を登録しとるから、有権者だというよな書き方をおたくらはしてるわけやな。

○議長（町田又一君） 澤山議員、5分です、残り。

○7番（澤山保太郎君）（続） こういうふうにより本市に住民票がある方なんです。

（傍聴席で発言する者あり）

○議長（町田又一君） 静粛をお願いします。

執行部の答弁をお願いします。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

1回目でもお答えさせていただきましたとおりになんですけど、この説明会でのやり取りを読みましたら、澤山議員ももう御理解されてるものと私は受け止めておりますけれども、そんな大きな箱物を建てたってといった市民の言葉を、比喩として私が言葉の中で豪華な役所をと言ったことの表現であって、私がこの豪華な役所を建てないかんといったことは一言も言っておりません。逆に、その後ろのほうで、しっかりと建ててという表現はしてますけど、逆にその豪華な役所を建ててというのは、この澤山さんが作られた後援会ニュース、ここに堂々と豪華な庁舎を建てる、植田市長の頭はそうでない——これはもうええですが、人口が減っていくから、逆に庁舎は豪華な立派なものを造るというのだから、始末が悪いといったことを書かれて、これを見られた市民の多くが、いやいや市長は豪華な庁舎を建てると言よんだなという誤解をしたということの、物事が起こったことを御理解いただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

私からは以上ですが、担当課長からまた補足答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長併選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 住民投票のときの入場券が届かなくて戻ってきたものがあるはずだということで、そのものが当日の投票資格がないのではないかと御指摘であったかと思っておりますけれども、確かに入場券が届かずに戻ってきたものがありますけれども、それをもって居住実態がないというふうによりちょっとその時点では判断は難しいと思っておりますので、当日、資格者から除くということではできておりません。

なお、国勢調査の人口であったり世帯数と実際の住民基本台帳の世帯数とか人口と差があることは、議員御指摘のとおりでございますけれども、国勢調査が2020年に調査されたものでし

て、本年2月に行った住民投票のときに、実際、国勢調査でいう人口がとか世帯数は何人になるかというのは、なかなかそこは実際に国勢調査と同じ調査をしてみないと分からないと思いますので、御了承をお願いいたします。

(発言する者あり)

○総務課長併選挙管理委員会事務局長(濱田亮士君)(続) はがきにつきましては、住民投票条例が執行いたしておりますので、執行に伴い書類等の保存義務も生じているものと理解しております。

○議長(町田又一君) 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) 澤山議員さんにお答えいたします。

先ほどの企業立地促進事業費補助金の件でございますが、先ほどの市長の答弁にもございましたが、例えば本社が市外にありまして、その支店や事業所を新たに室戸市内に整備するという場合には、室戸市への企業進出ということになるかと思いますが、その場合は、その企業の代表者が室戸市内にわざわざ引っ越してくるということはなかなか難しい場合があるのではないかと考えられますので、要綱の見直しを行いまして、その室戸に進出してきていただいた支店とか事業所の所長が室戸市に住んでいただければ、補助の対象になると。

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の3回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番(澤山保太郎君) 東の川の件ですが……。

○議長(町田又一君) すいません、それは2回目の質問に対して答えがありました。それに対するまた質問ということになりますので。

○7番(澤山保太郎君)(続) 2回目の答えのことに限るわけか。

○議長(町田又一君) 2回目の質問の答弁に対しての、また3回目の質問ということになりますので、よろしく申し上げます。

○7番(澤山保太郎君)(続) そうしますと、有権者の問題でありますけれども、住所があるかどうかということ、それはよう調べんということですが、少なくとも、はがきが返ってきてるわけですから、それを見たら住んどるかどうか分かるわけ。それをちゃんと記録しとるはずなんです。幾ら戻ってきた、あるいは郵便局に聞いてもええんだ。少なくとも、そういうふうな郵便局が確認したもので、100件やそこらあるということが分かるとるわけよね。まして国勢調査で詳しく調べてるわけよ、国勢調査で住んどるかどうかというのをね。それが世帯数で1,333件かという世帯が実際は室戸市に登録しとるけれども、実際はいないということも分かってるわけ。そしたら、当然その世帯の、独り世帯もあると思うんですが、それを1.5倍ぐらいした人数のものがよね、ここに登録はしてるけれども、住んでいない、住所要件がないということになるわけ。そういうことを確かめようという努力を当然せないかんわけ。ましてはがきが戻ってきとる場合には、確実にそれは有権者から除かないかんわけ。そういうふうなことをちゃんと調べたらよね、実際は60%近い投票率だったということになる。ここで

前、室戸市の国政の投票率が非常に低いというようなことが問題になったけど、低い理由の一番大きいのは、住所が登録はしてるけど、住所、よそにおるとというのが20%ぐらい入っているんだ。だから、投票率ががさっと室戸市は低いわけ。ここで働くことができないので、よそへ出稼ぎに行ってるんだ。そういうふうな事情をおたくらはよく分かってるはずやからね……。

○議長（町田又一君） 残り1分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） 投票のことについてやる場合には、必ず住所要件はできる限り確認する必要があると、そういうことですから、この間の投票は有効に成立、50%を超えてた、尊重義務があるんだということを、そのことをしっかりと認識してもらいたいということでもあります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。濱田選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 投票所入場券が届かなかったものについて、選挙人名簿とか投票資格者名簿から、それをもって除くということが処理として正しいかどうかちょっと現時点で判断がつかかねますので、また県の選管であつたりとか、他市町村にもそういった戻ってきた入場券について、どのようにしているか、また確認させていただいて、今後の改善に努めます。また、住所の要件を有するかどうかについては、可能な限りしっかりと把握に努めるようにしていきます。

（発言する者あり）

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君）（続） 極力努めてまいります。国勢調査と同様の調査を選挙とか住民投票の限られた期間ですということは、非常に難しいですけども、努めるようにいたします。以上です。

○議長（町田又一君） これをもって澤山保太郎君の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日22日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時0分 散会